

第417回南国市議会定例会会議録

第4日 令和2年9月10日 木曜日

出席議員

1番 杉本 理	2番 丁野 美香
3番 西山 明彦	4番 神崎 隆代
5番 植田 豊	6番 西本 良平
7番 浜田 憲雄	8番 山中 良成
9番 岩松 永治	10番 西川 潔
11番 土居 恒夫	12番 有沢 芳郎
13番 中山 研心	14番 前田 学浩
15番 村田 敦子	17番 野村 新作
18番 浜田 和子	19番 土居 篤男
20番 福田 佐和子	21番 今西 忠良

＊

欠席議員

16番 岡崎 純男

＊

出席要求による出席者

市長 平山 耕三	副市長 村田 功
副市長 三木 敏生	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 中島 章
参事兼財政課長 渡部 靖	参事兼企画課長 松木 和哉
情報政策課長 竹村 亜希子	危機管理課長 山田 恭輔
税務課長 高野 正和	市民課長 崎山 雅子
子育て支援課長 溝渕 浩芳	長寿支援課長 島本 佳枝
保健福祉センター 所長 土橋 愛	環境課長 谷合成 章
農林水産課長 古田 修章	農地整備課長 田所 卓也
商工観光課長 長野 洋高	建設課長 濱田 秀志
地籍調査課長 横山 聖二	都市整備課長 若枝 実
住宅課長 山崎 伸二	上下水道局長 橋詰 徳幸

会計管理者兼 参事兼会計課長	秋 田 節 夫	福祉事務所長	池 本 滋 郎
教 育 長	竹 内 信 人	教育次長兼 学校教育課長	伊 藤 和 幸
生涯学習課長	中 村 俊 一	監査委員 事務局局長	天 羽 庸 泰
農業委員会 事務局 長	弘 田 明 平	消 防 長	小 松 和 英

＊

議会事務局職員出席者

事務局 長	公 文 知 子	次 長	野 口 裕 介
書 記	門 脇 智 哉		

＊

議事日程

令和2年9月10日 木曜日 午前10時開議

第1 一般質問

＊

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

＊

午前10時 開議

○議長（土居恒夫） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

＊

一般質問

○議長（土居恒夫） 日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。20番福田佐和子議員。

[20番 福田佐和子議員発言席]

○20番（福田佐和子） おはようございます。

私は通告をしてありますコロナ対策については、PCR検査の拡充、持続化給付金、特別給付金、医療・介護・障害者施設等への支援、生活保護の申請状況、2つ目として、教育行政については、調査委員会の教訓、オンラインの課題、安心・安全の学校給食についてお尋ねをいたします。

まず、コロナ対策につきましては、それぞれこれまでも答弁が出ておりますけれども、P

PCR検査について、まずお伺いをいたします。

今、市民の皆さんは、予防策を取りながらも、お互いに感染していても症状が出ていない、これが分からないという大きな不安の中で生活をしています。大勢の人と接することになる病院や介護施設、障害者施設、学校や保育、量販店などでは、毎日が不安との戦いで、ストレスも大きいと聞いております。リスクの高い職員はもちろんのこと、個人でも心配なときは検査ができるようにとの市民からの大きな声があります。これまでの県下の検査件数を見ても、三桁に検査をされたのがこれまでに1日ありますけれども、ほかはゼロ件、あるいは二桁の検査数になっています。これを増やすことは可能ではないかと思えます。PCR検査の拡充を県、国に強く要望していくべきだと思いますが、拡充の見通しについて、共産党議員団、市長に対して要望書も出しましたけれども、見通しについて改めてお聞きをいたします。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（土橋 愛） PCR検査の拡充につきましては、昨日、今西副議長の質問に答弁いたしましたとおり、第42回新型コロナウイルス感染症対策本部で新たな取組方針が発表されております。季節性インフルエンザの流行期に備え、検査や医療の需要が急増することが見込まれており、その対策として地域の医療機関で1日平均20万件の検査能力を確保するとともに、また感染が拡大している地域では、医療機関や高齢者施設などに勤務する方全員を対象に一斉に定期的な検査を行うことで、重症化リスクの高い方の集団感染を防止する対策に取り組むことなどが発表されております。

また、高知県では、医師会と協力して検体の採取に協力してくれる検査協力医療機関を募集し、PCR検査体制の強化を進めておりますので、次の感染拡大の波への準備は着実に進んでいるものと考えております。

○議長（土居恒夫） 福田議員。

○20番（福田佐和子） 松戸市は市費で検査できるようになりましたし、国も感染者が多発している同じ保健所管内の施設については、感染者がいなくても行政検査の対象になるとの事務連絡を県にしています。しかし、これは県の対応待ちとなりますので、県に対しては、あくまでも南国市は南国市民の不安な状況、他市の取組、国の変化も考慮に入れ、強く求めていくべきだと思います。

先ほどの答弁は昨日の答弁と同じだったわけですがけれども、南国市としての取組をどうしていかれるのか、担当課だけでなく、市長、副市長の立場でお考えがあればお聞きをしたいと思えます。特にこの行政検査は、安心のためではなく、安全で線を引いていますから、市民の不

安や心配とはかみ合っていないのが現状です。県や医師会任せにせず、市民の不安を取り除き、医療崩壊を招かないためにも、医師会とともに声を共に上げていくべきだと思いますが、そのことについてお聞きをいたします。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 福田議員さんのおっしゃるとおり、先日は御要望もいただいたところでございまして、保健福祉センターとも話をしたのは、先ほど保健福祉センター所長からも答弁したとおりでございます。高知市につきましては、先日新聞にも出ておりましたが、来年ぐらいにそういった高知市の保健所、高知市は保健所をお持ちですので、そちらで何か対応ができるような形も進めておられるような記事も出ていたように思いますが、南国市はもちろん自分で保健所等を持っておりませんので、中央東福祉保健所にお願いをするといった形になっております。

そういったところで、南国市として独自でPCR検査を実施するというのが、それはできるものなのかっていうことをまず考え、その後、できないのであれば中央東福祉保健所の対応というものは、南国市民がPCR検査が受けれるのかっていうことをまたよく相談していくしかならないのではないかと思います。以上です。

○議長（土居恒夫） 福田議員。

○20番（福田佐和子） 行政検査の費用は国と県が2分の1ずつ持っておりますが、例えば南国市が負担をするということになれば、その検査方法は見通しが立つのではないかと思いますけれども、その件数も見ていただいたら分かるように、現在の件数は本当に少ない件数で行われていますし、協力機関も増えたというふうにお聞きをしておりますが、南国市が費用負担をするので、市民の検査を実施したいというふうになればできるのではないかと思います、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） あくまで検査を実施していただけるかどうかをまず前提に考えないといけないと思います。市の負担っていうことをすることによって、確かに気軽に検査を受けられるということにはなっていくんだと思いますが、いざその検査をしていただける機関の対応ということもあろうと思いますので、そういったことをまず、そういうことが可能なかどうか、協議していく必要があると思います。以上です。

○議長（土居恒夫） 福田議員。

○20番（福田佐和子） ぜひ検討をして、実施をしていただきたいと思います。よろしくお

願います。

次に、南国市の持続化給付金についてお伺いをいたします。

申込み状況については、さきに答弁がありました。用意の答弁ありましたら、後でいただきたいと思いますが、私からは申込みのあった職種の内訳についてお聞きをいたします。

○議長（土居恒夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 持続化給付金の活用をした業種につきましては、農林水産業、宿泊業、飲食サービス業、卸売業、小売業、理美容、各種インストラクターなどの生活関連サービス業、娯楽業をはじめとして、幅広い業種からの申請が出されております。

○議長（土居恒夫） 福田議員。

○20番（福田佐和子） 全ての事業者に行き渡ることを願っておりますが、事業所が経営困難になれば、そこで働く人が職を失います。特に派遣や臨時が真っ先に切られているのが現状です。そこへの支援も必要になります。ある企業では、国や県などの支援を受けながら、会社が一生懸命お金を集めて、そこで働く人を守っている。けれども、働く時間が減って、通常の収入よりはぐんと減ってしまった。そうした働く方の声もありました。長期化をすることを視野に入れた事業者と、働く人を守るために使っていくべきだと思います。持続化給付金の3億円の予算のうち、使われたのは1億円とお聞きをしました。まだ申し込んでいない人、そして制度を知らない人、こうした人にどう知らせていくか。新聞折り込みも答弁ありましたが、期限を延長し、申請抜かりのないようにしていただきたいと思います。このことに市は今手を尽くすべきだと思います。

コロナがなくても毎月ぎりぎりのやりくりをしているところが多いのが現状です。長期化すると持ちこたえられないのは当然ではないでしょうか。中には給付を受けるのは申し訳ないと言われる方もいたり、手続についても大変御商売をしている人には難しい、ややこしいと思われる方もおいでになります。申請手続を商工会や申請者任せにせず、もっと主体的に市が応援をしていくべきではないでしょうか。予算化した3分の1しか達成できていない理由があるはずですが、事業所や個人の目線に立った対応をしていただきたいと思いますが、そのあたりの対応をどのようにされるのか、お聞きします。

○議長（土居恒夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 利用者の増加というか、多くの方に利用していただけるように、先ほど御質問の中にもありましたように、新聞折り込み等で支援策の周知を図っていききたいというふうにも考えておりますし、期限の延長をしたということもありますので、そういったこ

とについても広報を重点的に行っていきたいというふうに考えております。

○議長（土居恒夫） 福田議員。

○20番（福田佐和子） ぜひ丁寧な対応をしていただいて、申請ばかりのないようにお願いをいたします。

3点目は、特別給付金の支給について伺います。

さきの答弁では、大変丁寧な対応をされていることが分かりました。ホームレスの人やDVで居どころを明らかにできない人にも届いたと受け止めてよろしいでしょうか。

○議長（土居恒夫） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 本市ではホームレスの方はいらっしゃいません。DVの方については、全て支給をしております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 福田議員。

○20番（福田佐和子） 最後までやはり目配りをしていただきたいと思います。お願いします。

次に、減収になった医療や介護、障害者施設への支援もそれぞれの分野で行われていると答弁がありましたけれども、ぜひ実態に見合う支援の強化を求めたいと思います。障害や難病のある方が働くA型事業所2軒、雇用調整助成金対象外のB型事業所4軒への市独自の支援を検討すべきだと思いますが、検討されるでしょうか、お聞きします。

○議長（土居恒夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 障害者施設等への支援につきましては、国、県から様々な施策が出されております。それらは県を通じて直接各事業所へ通知がなされております。県の障害福祉課に確認したところ、全事業者に対し利用可能である融資や貸付制度、費用助成等についての周知をしているとのことでした。福祉事務所といたしましても、直接障害者施設等から相談や問合せがあった場合は、制度の周知を図るなど適切に対応いたします。

○議長（土居恒夫） 福田議員。

○20番（福田佐和子） 今言われた国、県の事業は、給付でなく貸付けなんですか、給付というのはないのでしょうか。なければ南国市が独自に、障害があっても日々頑張っておられる皆さんの働く場を守るためにも、ぜひ南国市独自の対応をしていただきたいと思います。というよりも、すべきだと思いますが、お考えをお聞きをいたします。

○議長（土居恒夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 今後経営状況によっては、また財政当局とも協議を行いたいと

思います。

○議長（土居恒夫） 福田議員。

○20番（福田佐和子） 次に、長引くコロナ禍の中での生活保護の申請状況はどのようになっていますか。

○議長（土居恒夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 福祉事務所の生活保護への相談件数につきましては、3月から8月までの相談件数が68件、申請件数が49件となっております。うち、新型コロナウイルス感染拡大に伴う相談、申請につきましては、相談が8件、申請が6件となっております。昨年同様の相談、申請件数と比較しまして、相談件数で10件減、申請件数で4件増ですので、新型コロナウイルス感染拡大により大きく増加したという状況ではございません。

自立相談支援機関であります南国市社会福祉協議会の生活福祉資金等の貸付け延長の延長時の面談に、7月以降は生活保護担当職員が同席するようにはしておりますので、今後の相談件数は増加の見込みです。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 福田議員。

○20番（福田佐和子） 減少しているというのは、ちょっと実際の数字とは若干、私が考えている数字とはちょっと違うなと思ったんですが、先ほど所長が答弁あったように、これから出てくる、今まで本当に辛抱に辛抱を重ねているのが現状だと思いますので、ぜひ申請者がおいでたら、丁寧な対応をしていただきたいと思います。

コロナ禍の中で、困窮する申請者に対しては国からの事務連絡もありまして、相談者が困らないように丁寧で迅速な対応をされていることは、相談者とともに大変心強く思っています。先日、一緒に相談を受けましたけれども、これからはいろいろな事情を抱えた市民の皆さんが最後に相談できる場所として、窓口は今まで以上の役割を果たしていただきたいと思います。お願いをしておきます。

一方、国は保護費の減額をこうした中でも予定どおりすると言っておりますが、先ほど言いましたように、これから増えるかもしれない対象者の皆さんへの影響も出てくると思いますが、そのあたりをどのように見ておられるでしょうか。

○議長（土居恒夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 生活保護費の改定については、社会保障審議会生活保護基準部会での5年ごとの定期的な検証を踏まえ、国において生活保護基準の見直しが行われております。見直しに当たり、多人数世帯や都市部の単身高齢者世帯への減額影響に配慮し、改定基準

には3年間で段階的に実施されており、本年10月に最後の切替えが行われます。最低生活費、特に生活扶助については、食費、衣料品費等に当たる1類と光熱水費等に当たる2類の合計で決まりますが、単身世帯では1類の増額幅が2類の減額幅を下回るため、引下げとなられる方もおりますが、本市は大都市部に比べ級地が低く、町村部と同じ級地であるため、影響は極めて小さいものとなっております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 福田議員。

○20番（福田佐和子） 影響は少ないといっても、影響は出る可能性はあります。ぜひ丁寧にその方の暮らしを引き続き見ていていただきたいと思います。要望して終わりたいと思います。

コロナ対策、最後は感染者や関係者への差別とバッシングについてです。

これもさきに答弁がありました。顔も名前も出さないネットでの攻撃や、直接、間接的な差別の事例が後を絶ちません。いつ誰が感染してもおかしくないこの状況の中で、自分だけ大丈夫と思っているのでしょうか。感染して難儀をしている人への配慮や、より一層の感染予防対策に知恵を出し、共に力を尽くすべきときではないかと思います。

啓発については、答弁ありましたけれども、差別やバッシングは許さないとの強い発信とともに、この苦難を力を合わせて共に乗り越えようと、市長から市民にも発信していただきたいと思います。これまでの経過を見ておりましたが、市長にはそれができると思いますので、ぜひ市長からの発信をお願いをしたいと思います。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 今まで新型コロナウイルス感染症の中で、感染された方に対する差別的発言とか、そういったことが起こるといって自体が非常に残念なことであるのも間違いないところでございまして、一番最初に発生した医療機関ということも報道にも載ったところでもございます。非常に勇気を持って公表したことが、逆にそういう差別、誹謗中傷を受けるということにもつながるようなこの現実、本当に寂しいような、つらいものでございます。こういったことはないように、やはりそれぞれ人権意識をしっかり持って、ふだんからそういう差別というものをなくすっていう意識の醸成というものをしていかなければならないということでございます。そういった差別的な事象、誹謗中傷等が起こるといって許さないという強い姿勢が必要であると思っております。そういった取組を南国市としてもこれからも続けてまいりたいと思いますので、御理解をよろしく申し上げます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 福田議員。

○20番（福田佐和子） ぜひよろしく願いいたします。

コロナ対策につきましては、国、県の事業は大いに活用しながら、その上で県や国に任せ切らずに、あくまでも市民のために何ができるかを市は追求すべきだと思い、今回提案をさせていただきました。一部を除き、残念ながら独自の取組というのが弱いと受け止めましたが、市長は市民の命を預かっています。どこかにお任せではなく、先ほど市長答弁があったように、市長自らの大きな役割をこの時期にぜひ果たしていただきたいということを要望しておきたいと思います。以上でコロナ対策を終わります。

次に、教育行政について伺います。

教育行政につきましては、5年前の教訓はどう具体化されているか、6項目や遺族からの要望はどう具体化されているか、いじめ加配状況と今後の予定、今回の調査委員会は法第何条で設置か、第28条なら前回とどう違うか、遺族からの要望については要望だけ後で述べたいと思います。オンラインの課題、そして小学校給食についてもお聞きをいたします。

まず1点目は、いじめ対策です。

Kさんが亡くなられて5年がたちました。はやなのか、まだなのか、私の中にもまだ整理がつかないKさんです。御遺族にすれば、なおのことだと思います。その思いから毎回のように質問してきましたけれども、御遺族には納得してもらえるような答弁を引き出すことができず、大変申し訳ないこの5年間でもありました。一度も会うことのなかったKさんのことをいつまでも身近に感じながら、少しでも前へ、それが私に与えられた仕事と思っています。Kさんを取り戻すことはできませんが、命をかけて訴えたKさんの意思をこれからの子供たちのために生かさねばの思いで、今回もお聞きをいたします。

まず1点目は、5年前の教訓、これはこの間にどう具体化されたのでしょうか、調査委員会が示した6項目や遺族から出された要望があります。学校現場で、また残念ながら2人目となる調査委員会設置にどのように反映をされているのか、まずお聞きします。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 御質問にお答えをいたします。

このたびのいじめ問題専門委員会、通称第三者委員会には、前回の調査研究等に関します指摘事項等につきましてお話を申し上げております。当第三者委員会では、そうしたことを踏まえまして対応していただけるものと考えております。また、今後も教育委員会としてできる可能な範囲で、御遺族からの御要望にはお応えしてまいりたいというふうに考えております。

5年前の中学生の自死に関します専門委員会から提言されました再発防止、予防に関する6

つの提言に係る取組につきましては、これまでずっと取り組んでまいりました。その成果等につきまして御報告を申し上げます。

昨年度の全国学力・学習状況調査の児童質問紙調査におきまして、自分によいところがあると思うという問いに対して肯定的評価をした市内小学生は、全国平均が81.2%のところ、85.2%と4ポイント上回っており、市内中学生は全国74.1%のところ、81.0%と6.9ポイント上回っておりました。また、同調査で学校に行くのは楽しいと思うという問いに対して、はいと答えた市内小学生は、全国85.8%のところ、85.5%とこちらはマイナス0.3ポイントと下回っております。こちらは課題と考えておりますが、市内中学生につきましては全国81.9%のところ、86.6%とプラスのポイントが示されております。自己肯定感や学校を楽しく感じている児童生徒の割合がおおむね増えているということは、一つの成果ではないかというふうに考えております。

次に、ゲートキーパー養成研修ですが、平成28年度12月より毎年実施をしております。昨年12月までに市内教職員延べ471名が研修を受けております。昨年度も市内教職員の研修参加率は100%でございました。また、昨年度からゲートキーパー養成研修の拡充を図るために、教職員以外の教育関係者、福祉関係者にも参加を呼びかけまして、昨年は32名の参加を得ることができました。これは継続して拡充を図ってまいりたいと考えております。

自殺予防教育の実践も市内中学校で行うようになりました。SOSの出し方に関する教育として、悩みを抱え込み過ぎず、適切に他者へ助けを求める方法や、身近な相談機関等を知るといった内容について学んでおります。全ての取組や成果を数値的な評価に結びつけることは大変難しいところもございますが、今後も継続的に根強く再発防止、予防に関する取組を進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 福田議員。

○20番（福田佐和子） 丁寧に答弁いただきましたが、具体的に例えば子供さんがこの取組でどんなふうに変ったかということが先ほどはなかったように思いますが、押さえておられたらお聞きします。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） この取組で具体的にということは、なかなか御報告することが難しいところもありますが、確実に成果として上がっていますのは、ゲートキーパー研修会で教職員がこの研修を受けたことによりまして、先ほどの全国学力・学習状況調査の結果にも表れましたとおり、自己肯定感並びに学校が好きという数値は確実に上がっているも

のと思っております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 福田議員。

○20番（福田佐和子） 次長の答弁はいただきました。ただ、あのときに様々な形で御遺族の方からも指摘がされ、またこの調査委員会からも6項目出されたわけですけれども、そのことが具体的に、例えば生きたものになっているのかどうか。5年もたって、今答弁いただいたようなことは前にもいただいたような気がします。残念でありませんが、引き続き子供の反応が分かる答弁をいただけるように要望しておきたいと思いますが、具体的にこのことについてというふうに言わなければ分からないと次長は言われるかもしれませんが、この5年間にどのように取り組んできたかは重要なことだと思います。調査して終わりでは決してないと、あのときも言われました。Kさんに対して真摯な取組状況と、結果が報告できるようにと思っております。この5年間のまとめをこれから出していただきたいと思うわけですが、今後の方向についてお聞きをいたします。

○議長（土居恒夫） 教育長。

○教育長（竹内信人） 5年という歳月が非常に短く感じておるわけですが、再発を防ぐという意味でこれまで、先ほど次長が申しましたように、いろんな取組を行ってまいりました。一年一年の言わば総括的なことについては、いじめ問題専門協議会というのがございまして、その中で1年間の取組につきまして委員の方から御意見もいただいて、積み重ねをしているところではございます。5年という節目ということですので、その総括についても今後検討してまいりたいというふうに思います。以上です。

○議長（土居恒夫） 福田議員。

○20番（福田佐和子） 今、教育長の言われたいじめ問題の協議会等にも、例えばKさんの御遺族に入ってくださいとかすれば、生の実際のこと分かるのではないかと思います。それぞれの協議会に出てこられる方はその分野で選ばれた人が出てまいりますので、実際に子供さんのいじめだとか、どんなことが問題だったのかというのは、具体的にはなかなか分かりにくいのではないかと申しておりますので、検討いただきたいということを要望しておきたいと思っております。

次に、いじめ加配、いじめ担当教員について伺います。

子供の自死があった自治体では、二度と繰り返さない、そのためにいろいろな取組が行われております。先ほど答弁がありましたけれども、いじめ担当教員については答弁なかったように思いますが。例えば南国市の予算でのいじめ加配、いじめ担当教員の配置をするべきだと思

いますが、南国市はこの5年間に市内小中学校にいじめ担当教員を配置をしたのか、また今後配置の予定があるのか、お聞きをいたします。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 御質問にお答えいたします。

福田議員からの御質問の中で、以前、滋賀県大津市に指導主事を派遣しましたという御報告を申し上げました。滋賀県大津市では、いじめ対策担当教員という加配の配置が行われておりまして、本市でもその実現が可能かどうかということは検討をしてみいました。高知県では、まだ実現には至っておりません。

高知県の状況を申し上げますと、高知県教育委員会は本年度、昨日今西議員の御質問にも御答弁させていただきましたが、不登校担当教員配置校サポート事業としまして、県内20校に加配教員として不登校担当教員の配置を行っておりまして、大篠小学校と香長中学校に本市では指定をいただきまして、加配教員の配置の実現に至っております。既に新規の不登校児童生徒が減少しているという成果が出ておりますので、こうした観点からも、市としましてもいじめ対策への加配教員の配置というのは大変熱望をしております。

先ほど申し上げましたように、市教育委員会としても検討はしてまいりましたが、やはり正教員を配置するということは大変厳しい状況で、高知県の教員不足並びに予算等もございまして、まだ実現には至っておりませんが、今後も引き続き模索をしてみたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 福田議員。

○20番（福田佐和子） 今答弁があったように、不登校児に対しての対策を取れば、減るわけですよ。一人一人に丁寧に対応していけば、その子供さんが抱えておられる大変なこと、そのことが解決がつくということではないでしょうか。ぜひ県にも要求すると同時に、南国市も独自に、5年前にああいう悲しいことがあった市ですから、二度とそのことを繰り返さないという思いで、ぜひ専門員をつけていただきたいと思います。県がつけなければ市がつけるというぐらいにしていきたいと思いますが、お願いをいたします。

私がずっと心配をしてきたのは、相談しにくいまま抱え込んでしまう子供たちが出ないようにということでした。Kさんのつらい教訓を受け止め、他市のように目に見える独自の取組を南国市も早急にすべきだと思います。するのかどうか聞きますと、市費となりますと市長のお考えになりますが、市長にはこの間ずっと経過も見ていただいておりますから、教育委員会から予算要求があれば受け止めていただきたいと思います。財政課長ではなく、市長に答弁いた

だきたいと思います。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 教育委員会の思いつていうことが予算要求という形に出てきたときに、真剣に善処するような形で検討はいたしたいと思います。

○議長（土居恒夫） 福田議員。

○20番（福田佐和子） よろしく願いいたします。

次に、調査委員会の法的根拠について改めてお聞きをいたします。

残念ながら2回目の調査委員会となりました。今回の設置の法的根拠、これはいじめ対策法の何条になるのでしょうか、お聞きします。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 今回の専門委員会、通称第三者委員会につきましても、前回と同じように法第14条第3項で立ち上げまして、第28条第1項に基づき調査を行うものでございます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 福田議員。

○20番（福田佐和子） 今回も前回と同じように第14条で立ち上げて、第28条で調査をするというふうになったということですか。はい、分かりました。

12月議会の私の質問に対し、後日次長から書面で、先ほど答弁されたような中身で第14条で立ち上げて第28条で調査をしたという答弁をいただきました。しかし、納得がいかないのは、いじめ対策推進法の第14条というのは、いじめの防止に係る機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局または地方法務局、都道府県警、その他の関係者により構成されるいじめ問題対策協議会を置くことができると法律ではなっていますが、これだとメンバーも違いますし、どんなふうを受け止めたらいいいのか、ずっと悩んでおりました。同じ答弁が返ってきたわけですけど、南国市の条例を見ても、この第28条に対応する条例がありません。第14条と市長の再調査、第30条に関わっての条例はありますけれども、今言われた第14条、法第14条に基づくというものがなかったので、ちょっと混乱したのかなというふうに、私も後で言い方が間違ったかなというふうにも思いましたけれども、これはいじめ問題連絡協議会をあくまでも設置をすると、設置できるという法律ではないでしょうか、第14条は。そのメンバーは、先ほどの読み上げたような中身の方がなってますから、今回、前回もそうですけど、第28条で調査をする、その第28条の調査をする方は新聞にも出ておりましたけれども、そうした方が出られるということになるんですか。そのあたりを、この

法律は、第14条はいじめ防止の段階なんですね。第28条は重大事態への対処です。だから、その違いをどんなふうに遺族の皆さんにも説明をされたのか、私も繰り返し巻き返し国の法律と市の条例を見ましたが、やはり予防対策をする連絡協議会と重大事態を調査する専門部会とは全然違うものだと、メンバーも違うと思いますので、そのあたりはどんなふうに整理を教育委員会はされているのでしょうか、お聞きします。

○議長（土居恒夫） 教育長。

○教育長（竹内信人） 福田議員からは、以前の議会から継続して御指摘をいただいておりますこの第三者委員会の設置に関する根拠についてでございますが、第14条第3項を根拠に立ち上げて、第28条第1項を根拠に重大事態の調査を行ったということでございます。これは繰り返し言ってることなんですが、福田議員も非常に勉強をされてますので、私どもの認識が間違っていないかということで法律の専門家のほうにもお伺いをいたしました。ただ、そのお伺いした中でも同様の回答になってきております。ただ、法律の解釈として、今言われたようなことでしたら、その解釈についてはいろんな議論ができるというふうに思っておりますので、今後は考えてはいきたいというふうに思います。ただ、5年前の第三者委員会の設置、今年度の調査委員会の設置につきましては、現状の条例を基に設置をしなければなりませんので、第14条の第3項で立ち上げ、重大事態ということで第28条で調査をするということになっております。

県内でも私どもが調査をした中では、条例、これは地方自治法で言われてます附属機関、教育委員会内に設置するには附属機関として条例を設置する必要があるということですので、各市町村の条例を見ましても、やはり第14条の第3項で設置をするということになっております。ちなみに県条例においても、県立の学校で起こった場合のことがありますので、県条例でもこの第14条第3項で設置をするということになっております。全国的に調べたわけではございませんので、福田議員の情報の中で、例えば第28条第1項でこの重大事態を設置しておるような市町村、都道府県がありましたら、そういった情報をお寄せいただきましたら、またその件について調査もさせていただきたいというふうに思います。

○議長（土居恒夫） 福田議員。

○20番（福田佐和子） 法律が解釈の仕方が変わってしまうというのちょっと理解に苦しみますが、例えばこの法律にいじめ対策法に基づいて作られた条例も、先ほど申し上げましたように第14条と第30条、市長の再調査に関わる条例になっておりますので、第28条でやりますということになるとどうなるのかなと、私も行きつ戻りつしながら考えましたが、引き続き私

も調べもし、考えもしていきたいし、皆さんの御意見も聞きながら取り組んでいきたいと思えます。どっちにしても、あくまでも亡くなられた子供さんのどういうことがあったのかをきちんと調べる委員会ですので、例えばいろんな団体の長だけではなくて、本当にいじめ問題や子供の問題に詳しい方がメンバーとなった調査委員会にしていきたいというふうに思います。

そこで、このことはまた引き続き宿題ということにしたいと思いますが、最後にKさんの遺族からは次のような要望が出されております。できることはすぐにやってほしいですし、また検討すべきことはしっかり検討していただきたいと思えます。また、今後に生かせることは生かしてほしい項目として出されました。

1つ目は、5年がたちました。報告書を一般的に開示をしてほしい。

2つ目は、丁寧な対応をしてほしい。

3つ目は、これまで指摘してきたことがいじめ防止策として数値で、先ほど言いましたが、数値で示す。これをほかの人にも見えるようにしてほしい。

4点目は、遺族推薦の委員を入れてほしい。これについては、執行部にも大変誤解があると思えますので述べておきますが、遺族が推薦すると自分たちに都合のよい人になるというのは大きな間違いで、他市では遺族の希望する委員の方がたくさん入っておられます。それは充て職ではなく、いじめや子供たちをよく知る専門家だからです。その人に入っていただきたいと遺族が求めれば、それは大事なことですから受け止めていただきたいと思えます。そこでは亡くなった児童生徒に寄り添った結果を出すことができます。

今後でもできることから取組をしていただきたいことを求めて、いじめ問題は終わります。

オンラインの課題について伺います。

今回のように、休校になりますと自宅での宿題だけでは心配というのは分かります。オンライン授業も一つの方法かもしれませんが、今子供たちはゲームやスマホで目を悪くしているのが現状です。その上になると、使い方一つで追い打ちをかけることになります。目が悪くなる以外にも、脳の発達障害、睡眠不足による体の不調、視聴覚神経の発達障害などが今言われています。小学生を大人の感覚と同じに便利さだけで見ずに、子供の健康状態も見ながら対応していただきたいと思えますが、その対応の仕方についてお聞きをいたします。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） オンライン学習、今GIGAスクール構想を進めております。端末設備が終われば、すぐにオンライン学習というのができるというものではございません。様々ウェブフィルタリングの整備や授業支援システムの導入など、クリアしなければ

ばならないハードルがたくさんございまして、御心配をされていますように、オンライン学習につきましても、現在の見通しとしましては令和3年度内に実現ができるような体制が整うのではないかというふうに思っております。事務局としては、今後の感染状況拡大等を踏まえ、休業措置等に踏まえまして、迅速には対応してまいりたいと思っておりますが、現時点では令和3年度内ということでお伝えをしておきたいと存じます。

先ほど健康被害ということ、実施での御質問ですが、目、それから脳、それから発達神経等のお話もいただきましたが、私どももオンライン学習による子供の健康面についてということは大変危惧をしております、長時間の学習になれば、イコールやっぱり健康被害ということを考えなければならないというふうに思っております。

今ネット依存症が社会問題ともなっております。インターネットやゲームに過剰にのめり込んでしまう、自分でやめようと思ってもやめられない、ネットにつながっていないと不安になるなど、心と体の不調を訴える若者が増えているというふうにお聞きをしております。オンライン学習がそうしたネット依存の引き金にならないように、しっかりとしたルールづくりも大切ではないかというふうに考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 福田議員。

○20番（福田佐和子） ネット依存にならないようにということで、配慮をしながら進めてくださるということですので、ぜひそのあたりを気をつけて、よろしく願いいたします。

次に、小学校給食についてお聞きをいたします。

おいしいと評判のある小学校給食ですけれども、御飯が炊き上がるおいしい匂いの中で準備をするのが最高とよく言われています。おいしい給食を作ってくれている皆さんは、コロナの中でも心配はさらに大きいと思いますが、給食現場からどんな要望が出され、それはどのように解決をしておられるのでしょうか、お聞きします。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） お話しいただきましたように、管理職をはじめ、教職員にとりましても、感染症対策はこれまで経験したことのない対応の連続でありまして、また不安の連続でもあったと感じております。通常でしたら7月20日から夏季休業に入るところでしたが、コロナ禍により7月31日まで授業日としまして、また夏休み明けの学校再開も8月24日からとなりましたので、教育委員会としましては給食のことが大変気がかりでございました。調理職員の皆さんから一番声が上がったのは、室温の上昇に伴う室温管理と衛生管理、つまり食中毒を起こさないかどうかという心配の声が上がっておりました。全ての小学校の調理

場には、エアコンやスポットクーラーなどの設置はされてはいるんですけども、調理作業中の室温の調査等によって、やはり室温が高くなるという学校もありまして、その結果、十市小学校に1台、三和小学校に1台、大篠小学校に2台、後免野田小学校に1台と計4校に6台の移動式スポットクーラーを購入して、整備をして対応してまいりました。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 福田議員。

○20番（福田佐和子） 要望があったのは、そのクーラーのことだけでしたか、この間あったのは。ほかにはなかったのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 私が知り得る情報、報告では、ほかにはなかったように記憶しております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 福田議員。

○20番（福田佐和子） 給食を作る上で大変不自由なところもあるようなので、ぜひ学校を訪ねていただいて、現場を確認をして、調理員の皆さんから声を聞いていただき、実現をしていただきたいと思います。ぜひよろしく願いいたします。

次に、教育委員会の自己点検評価シートに、小学校の給食の民間委託か給食センター方式を検討する時期に来ているというふうに書かれております。これは令和2年2月にいただいたものですが、いいですか。すいません、突然言いましたが、民営化のお考えがあるのでしょうか、お聞きします。

○議長（土居恒夫） 教育長。

○教育長（竹内信人） 今すぐにそれに着工するということじゃなくて、いろんな問題が今小学校給食の中で出てきております。先ほど福田議員が言われました調理場の状況でありますとか、それから職員の数の問題、それから臨時の職員、それから代替の職員の問題等、学校給食についてはこれから施設設備も含めていろいろ考えていかないかんところがたくさんありますので、中学校給食がセンター化をされて、今実施している中でどんな方法があるのかということについてはこれから模索していかねばなりません、こういうふうに進めていくというような計画は現在はありません。

○議長（土居恒夫） 福田議員。

○20番（福田佐和子） この中には中学校給食がいい手本になっているのではと書き切られているんですが、さきにも質問しましたように、地産地消で学校給食をするのは農業も振興させる、その立場からも大事な分野だと思いますし、安心・安全の食材を使っの学校給食は継

続をしていただきたいと思います。

最後に、今回いじめ問題を取り上げましたが、ある新聞記者をしておられた方から大変耳の痛い御意見をいただきました。これは以前の市長だったら怒られておりますけれども、その一文、短いので読みたいと思います。私は4年近くKさんのことと一緒に歩いてきて、非常に前が見えないというつらい思いもありましたので、このことは怒られるのを覚悟で述べておきたいと思います。

それは、教員には辛口なようですが、いじめ問題の解決を阻害しているのは、市教委を含め、教員同士のかばい合い、保身が原因であることが多い。いじめ事件の事後処理手段として、大津いじめを機に定型化した第三者委員会方式は、大津いじめのように教育委員会、教員の手を離れて運用されれば有効ですが、多くは市教委の主導で運用されているため、逆に混乱の種を振りまいています、という御意見です。私は、これまでいろいろ御遺族の思いとして伝えてきたことをそのままこの方が言われたので、最後に申し上げておきたいと思いました。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（土居恒夫） 15番村田敦子議員。

〔15番 村田敦子議員発言席〕

○15番（村田敦子） おはようございます。日本共産党の村田敦子です。

質問の前に、7月の豪雨、台風10号で被災をされた方々に心よりお見舞いを申し上げます。公費の拡充を求め、一日も早く復興がなされますようにお祈りをいたします。

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

1問目は、避難所についてです。

高知県の台風や降水量は、気象庁のデータでも示されているように、全国のランキングでも上位です。市でも2018年7月の西日本豪雨では、物部川の氾濫危険水位に僅か3センチメートルにまで迫りました。その後も避難準備、避難勧告、避難指示の緊急速報メールが度々届けられています。先日の台風10号でも届きました。浸水区域や土砂災害危険区域の方は避難せざるを得ませんが、今は新型コロナウイルス感染防止対策で密にならないように避難所の環境整備が図られていなければなりません。これからはインフルエンザの感染予防も考えなければなりません。避難所シート、間仕切りや災害弱者のための隔離スペース、段ボールベッド等の物資の設置状況と、全域に行き渡らせるスケジュールをお聞きします。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 現在の本市の指定避難所の数は全部で53か所となっております。

このうち台風など予想される場合は、まず事前の避難所として16か所の避難所を開設いたしまして、その後、必要に応じて避難所を増やすようにしていく予定でございます。ただし、災害種別ごとに開設できる避難所数が異なります。津波を伴う地震の場合は43か所、洪水においては40か所、土砂災害では45か所の避難所数が最大の開設できる避難所数となります。

現在そのような災害に合わせまして、備蓄品の購入を進めているところでございます。8月の臨時議会におきましては備蓄品の議決もいただきまして、そういったものの備蓄品を購入するようにいたしております。まだ予定でございますけれども、段ボールベッドが備蓄40個というような少ない状況でございますので、段ボールベッドを200個、パーティションを100個、個室のテント、既に925個の備蓄はございますけれども、そこも40個の追加をして、まずは事前開設をする16か所の避難所への配置を備蓄をしていきたいというふうに考えております。

期間につきましては、なかなか難しいところもございます。備蓄の計画をもう一度検討も直しまして、早急に配置できるように進めてまいりたいと思っております。

○議長（土居恒夫） 村田議員。

○15番（村田敦子） 命を守るために避難をした避難所で、十分なスペースや備品が確保できなくて、またそれで具合が悪くなるようなことがあれば何にもなりませんので、どうかさらなる財源が必要でしたら求めて、十分な体制で避難者の方を迎えられるようにしていただきたいと思っております。

また、その避難所ですが、感染予防、そのことを考えたときに、マスク、消毒、検温のチェックが必要と思うのですが、それが抜からないためには、やはりそれをできる人員の配置が必要と思われまます。そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 感染症対策につきまして、やはり備蓄品につきましても、人員的なものにつきましても、不十分であったというような検証をしております。このため先日の台風10号におきましては、感染症対策といたしまして、各避難所に持っていくものにつきましては感染症対策のグッズを18品目増やしまして持ってっております。

それと、人員につきましても、限られた人員の中で避難所配置といったものが大変難しい、少ない人数であったということでございましたけれども、今回の避難所配置から2名体制で職員の配置をしております。ただし、先ほど申しました16か所というような開設であれば2名体制ということが可能でございますけれども、今後大規模災害が起こった場合に、職員が必ず2名配置できるかということは大変難しい状況であると考えております。

○議長（土居恒夫） 村田議員。

○15番（村田敦子） やはり皆様の避難されてこられた方に対して安心ができるように、そういうふうな人員配置して、コミュニケーションを取れるように、やはりそこはまたそういうこれからの流れの中で確保できるようなやり方を考えていっていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

2問目は、2021年度より使用される中学校の歴史と公民教科書の採択について質問をします。

各自治体の教育委員会では、検定教科書の審査が行われ、来年度より使用される教科書が採択をされています。南国市での採択はどのようになっているのでしょうか。以前お聞きしたように、今回も調査研究員の調査研究結果が妥当であるか、教科書採択協議会で協議を行い、その結果を受けて、教育委員による南国市教育委員会教科用図書採択会議での採択となったのでしょうか。歴史と公民教科書は、それぞれどこのものが採択をされていますか。市民への開示はされたのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 御質問の教科書採択のことですが、令和3年度以降使用いたします南国地区中学校教科用図書採択につきましては、先ほど村田議員からお話がありましたように、調査研究並びに協議会を経まして、8月4日に教育委員会による採択会議を行っております。その結果、中学校の社会科の歴史的分野及び公民的分野の教科書につきましては、両教科書とも教育出版株式会社の教科書を採択いたしました。

もう一点の御質問の教科書の閲覧ですが、展示につきましては、南国市立教育研究所内に南国市教科書センターを開設しまして、令和2年6月12日～6月25日の期間、公開もいたしました。また、南国市立図書館におきましても、令和2年8月1日～8月30日の期間、教科用図書の展示もしてまいりました。このことは南国市広報7月号と8月号にも載せさせていただきまして、市民の皆様にも周知をさせていただいたところです。

今後のことですが、展示するという予定はございませんが、南国市立教育研究所にお越しただければ、いつでも教科用図書の閲覧ができますので、ぜひお越しただければというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（土居恒夫） 村田議員。

○15番（村田敦子） ありがとうございます。教育出版社ということで、子供たちにふさわしい教科書が選択をせられたと思います。育鵬社、自由社や日本教科書は侵略戦争を美化し、憲法を敵視する政治的思惑が見られます。生徒の教育にふさわしい教員の意見による教科書の

採択となっており、教科書は学問の成果を反映し、真実を伝え、それを基に考えを深めるものでありますので、それと同時に子供たちが楽しく学べるものになるように工夫をしていただきたいと思います。ありがとうございます。よろしく願いいたします。

3問目は、2006年2月21日前浜掩体群として南国市史跡に指定をされています、7基の掩体壕の整備保存について質問をします。

75年前、戦争が終わったとき、三島村の人はみんな掩体に集まって、歌や踊りの演芸大会を催したそうです。軍用飛行場として国に強制的に買収され、出ていかざるを得なかったのですが、敗戦によりやっと住み慣れたふるさとに戻ることができ、うれしかったのです。その思いを引継ぎ、2007年より毎年8月に掩体コンサートを開催してきましたが、新型コロナ禍により、残念ながら今年はできませんでした。生涯学習課長には、いつもコンサートをお聞きいただきましてありがとうございます。コンサートの直前には、藤本眞事先生のガイドで7基の掩体見学も行われてきました。物言わぬ掩体ですが、静かにたたずみ、悲惨な戦争があったことを目に見える形で伝えてくれています。戦争体験者の語り部の方々が高齢となられ、亡くなられていってしまわれる中、掩体壕の存在は一層重要です。

市では、児童に配布している社会科副読本に掩体壕や戦争体験談も載せて、平和学習の教材としても活用、フィールドワークも行っています。南国市の子供たちは、戦争が本当にあったことを肌で感じ、平和な時代に生まれたことを喜び、戦争は二度と起こしてはいけないと学びます。2012年度に5号掩体が史跡公園整備をされました。谷合課長には、地権者の方に御協力いただけるよう大変な御尽力をさせていただいて、掩体壕を文化財として守り育てる会の方々をはじめ、平和を願う多数市民は感謝をしています。あとの6基についても、公園化整備について検討を重ねていくということでした。そのことは中村課長に引き継がれていると思われませんが、中村課長は前浜掩体群保存整備検討委員会と相談されておられるのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 本市の指定史跡であります前浜掩体群は、議員おっしゃいましたように、過去の戦争から未来への警鐘の意味で重要な意義を持っており、悲惨な戦争を二度と繰り返さないための平和教材として、戦争体験を語る人が語り部が少なくなってくるにつれて重要なものとなってまいります。

5号掩体以外につきましては、用地取得が困難とされ、記録保存をしておるところでございます。その後、整備検討委員会の方と残りの6基についてどうやって保存していくかということについての話し合いはしておりません。ただ、文化財審議会の中でまたお話をし、どうする

かという検討も進めねばなりません、財源が前回市単でやっておりますので、ちょっと補助金交付金等、今すっと心当たりがございません。そちらの調査も含めまして検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 村田議員。

○15番（村田敦子） ありがとうございます。財源のほうはぜひ、言わば戦争体験者の語り部の代わりをしてくれるわけですから、ぜひ財源のほうも求めていただいて、整備検討委員会と相談をしながら保存に向けて頑張っていたいただきたいと思います。

先日、台風10号の通過後、少し強風でしたが前浜掩体群を見に行きました。掩体壕の周辺は稲刈りが終わって、風に稲株の緑の葉がざわめいていました。農地として使用されているんだと思いながら見て回ったのですが、前浜コミュニティーセンター西側の2号掩体は、以前と同じく周囲に草や木が茂っていて、耕作されているようではありません。ほかの掩体の倍の大きさの4号掩体の北側の畑も耕作されていないようです。コンクリートの厚い掩体は強風にも微動だにしません、戦後75年、日ざらし、雨ざらしできました。5号掩体は公園化されてからでも7年以上が経過しています。以前は非協力的だった方も、協力してもらえるようになっているかもしれません。県下でも南国市にのみ現存する戦争遺跡です。7月25日付の高知新聞夕刊一面にも、掩体は戦争の歴史を風化させないための重要な遺跡という市教委のコメントが載せられていました。どうか公園整備化を目指してください。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 掩体自体は市のもので、周辺は民地ということでございます。耕作されてない農地につきましては、相続人がお一人でないとか、いろいろな問題があったかと思えます。議員おっしゃいましたように、数年も経過しておりますので、現在どうなっておるのかということを含めまして、所有者の調査等行っていきたいと思います。以上です。

○議長（土居恒夫） 村田議員。

○15番（村田敦子） 5号掩体が公園整備化されるときにも、やはりその地権者の相続というか、そういう問題がありました。けれど、いろんなアドバイスを地権者である、グループのような地権者の方だったんですが、その方たちにしていただいて、協力してもらえようになりました。市の職員ですので、そういう面は非常に分かっていると思います。中村課長、どうぞそういうふうにアドバイスをしてあげて、ぜひ協力をしていただくように働いてください。お願いします。

○議長（土居恒夫） 答弁ですか。聞きますか。

○15番（村田敦子） いいです。先ほどお聞きしましたので、はい。すみません。

それでは、4問目は原発の高レベル放射性廃棄物の処分地について質問をします。

北海道寿都町の片岡町長が、高レベル放射性廃棄物の最終処分場選定の第1段階である文献調査の応募を検討していることで、町民や周辺の4首長、鈴木道知事も反対しているという報道を目にしたとき、すぐに安芸郡東洋町の田嶋町長のことが思い浮かびました。最初、誰にも図らずに内緒で応募し、住民からリコールされかけたら辞職して、出直し選挙で落選しました。

最終処分地に埋めようとしている核ごみは、大量の放射性物質を含む使用済み核燃料を再処理してプルトニウムやウランを回収し、残った廃液をガラスに混ぜ、ガラス固化体にしたものです。この高レベル放射性廃棄物のガラス固化体の表面の放射線量は、20秒で致死量に達するレベルです。この固化体を30年から50年地上で冷却した後、地下300メートルより深い地層に埋めて処分するとしています。処分施設の広さは6ないし10平方キロ、坑道の総延長は200キロから300キロ程度としています。人間の生活環境から10万年程度隔離が必要です。全国の原発で保管されている使用済み核燃料は約1.9万トンで、貯蔵可能容量の約75%に達しています。稼働すればするだけ、処分できない核ごみは増え、限界が近づくのです。処分の方法を聞くだけでも、どれだけコストがかかるのか、計り知れません。

2011年の東京電力福島第一原発事故後、発電をしない原発を維持するために10兆円余りが投じられていることを、原発を持つ9つの電力会社と日本原子力発電の有価証券報告書を基に原発の発電関連コストを調べたNPO法人原子力資料情報室が明らかにしています。この分は私たちの電気料金に転嫁されており、一方的に消費者にのしかかっています。再生可能エネルギーは賦課金、FIT賦課金として私たちの電気料金の明細に明記されており、原発と同程度の負担です。再生エネルギーはクリーンな電気を消費者に届けてくれていますが、原発は運転しているのも4基だけなのに、私たちに明示をせずに負担させているのはおかしいと思われませんか。

○議長（土居恒夫） 誰に答弁を求めます。——環境課長。

○環境課長（谷合成章） 村田議員からは北海道の使用済み核燃料の処分地調査に応募を検討している問題や、電気料についておかしいとは思いませんかという御質問でございましたが、電気料もそうですけれども、原発の問題につきましては、これまでもお答えしてまいりましたとおり、使用済み核燃料の処理にも困っている現状でございます。一たび事故が発生した場合に、国民生活に重大な影響を及ぼす原発は稼働しないにこしたことはありません。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 村田議員。

○15番（村田敦子） 一旦シビアアクシデントを起こせば、近づけない、逃げなければならない、人の命もなりわいも奪ってしまう原発。核のごみの地層処分もまだ誕生して3万年しかたっていない活動の旺盛な日本列島には、どこにも安全なところは見当たりません。世界ではじめて核ごみの地層処分を実施するフィンランドのエウラヨキ市は、めったに地震が起こらないところです。北海道は2018年9月6日に震度6強の胆振東部地震でブラックアウトを起こしています。寿都町もそこから真上の北の端の海側の地域で震度3でした。やはり国民の命を大切にするには、原発には廃炉のためだけにお金を使い、再生可能エネルギーへの転換をしていくべきと思いますが、どうでしょうか。

○議長（土居恒夫） 環境課長。

○環境課長（谷合成章） 再生可能エネルギーのことです。

日本のエネルギー政策に関する中・長期的な基本方針、第5次エネルギー基本計画の中で、再生可能エネルギーを主力電源化していくことが打ち出されております。喫緊の課題であります地球温暖化防止の観点からも、早期実現が理想であると考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 村田議員。

○15番（村田敦子） 南国市には、高知県には原発がないわけですが、高レベル放射性廃棄物は日本全国が対象と見ています。高知県の知事も、それは受け入れることをはっきりとしないと言われていています。南国市も、もちろん市長も、それから職員の方々も、やはり市民の暮らし、命が一番大切とっていただいていると思いますが、四国中検の問題や太陽光発電の問題で書類が整っていて、国や県のお墨つきがあれば、それでどうすることもできないというような説明会でお話がありました。県や国の役人の方は、南国市の市民、それから南国市の地域全体のことを知っているわけではありません。やはり南国市の職員の方が、一番南国市全体のことを分かっております。それで、その設置をされようとしているその地域の方々が署名も集めてやめてほしいと言ってきているのですから、やはり市民を守る、そういう立場の職員の方々はそのことを考えて、言いなりになって、市民の方々の風評被害もあります。その生活に影響するようなことがあってはいけないと思います。市民の方々が一番に頼りにするのは行政です。そのところをもっと寄り添っていただく、そういうことを考えていただきたいと思います。そのことをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（土居恒夫） 18番浜田和子議員。

〔18番 浜田和子議員発言席〕

○18番（浜田和子） 公明党の浜田でございます。

世の中、何が起きるか分からないということを実感しながら、この質問台に立たせていただいております。分かる人には分かると思うんですが。

第417回……。

○議長（土居恒夫） ちょっと和子さん、ごめん。

傍聴の方、お座りいただけません。

○18番（浜田和子） 第417回定例会、いつもどおり生活者の目線に立ちまして質問をさせていただきますが、その前に一言述べさせていただきます。

本年、コロナの対策におきまして、私ども議員一同は市民の皆様の声を様々な形で届けさせていただきました。市長、副市長をはじめ、執行部の皆様、とりわけ長野商工観光課長には私どもの声に真摯に耳を傾けていただき、誠心誠意寄り添っていただき、政策実現に努めていただきましたこと、心より感謝申し上げます。本当にありがとうございます。今後におきましても、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、市長の政治姿勢ということで、何点かの質問をいたします。

まず、地方自治体におけるSDGsというテーマでお伺いいたします。

世界中が一致協力しなければならない地球上の問題の解決に向けて、2015年9月の国連サミットでは持続可能な開発目標を193か国、全会一致で採択し、SDGs 17項目を2016年から2030年までの15年間に達成することを目標としています。既に約5年目になっております。日本では推進本部を立ち上げ、国際保健の推進や難民問題への対応、女性の輝く社会などなど、政府を中心に企業、自治体、各種団体、個人の協力のもと取り組んでまいりました。

2020年6月30日、本年ですね、公開されましたSDGsの達成度、進捗状況によるランキングにおいて、日本は第17位の評価を得ています。2017年9月議会で、我が党の神崎議員の質問に対して、環境対策としてバルクリーズを行っている、また、庁舎内の禁煙の実施といった内容の御答弁が市長のほうからございました。その後、今日まで私たちの南国市はSDGsを意識したどのような取組をされてこられたのかをお伺いいたします。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） SDGsとして掲げられます17のゴールにつきましては、幅広い政策分野にわたり、これらが有機的に作用し合い、誰一人取り残さない社会を実現するものでございます。

本市では、ともに2015年に策定をいたしました第4次南国市総合計画、南国市まち・ひと・

しごと創生総合戦略におきまして、人口減少時代におきましても将来にわたり地域の活力を維持する持続可能性の視点で、農の持続可能性を生み出す取組、また食育への推進、男女共同参画の推進など、SDGsの未来に合致する多くの施策を推進してまいったところでございます。また、本年度におきましては、市の最上位計画であります第4次南国市総合計画の後期基本計画の策定の予定をしておきまして、現在本市において取り組んでおります施策につきまして、SDGs実現に向けた視点として整理し、また位置づけることとして検討をしておるところでございます。

○議長（土居恒夫） 浜田議員。

○18番（浜田和子） ざっくりとした御答弁をいただきました。

農の取組、食育の推進、男女共同参画の推進など、多くの施策を推進してきたとのことですが、その推進の内容を具体的に御説明していただければありがたいのですが、お願いできますか。ほかにもこの場で、各課で取組がありますよという方がおいでましたら、急ですが、お答えいただける課長がおられましたら御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） まず、先ほど御紹介をいたしました農の持続可能性という点でございますけれども、現在南国市では国営の圃場整備を進めております。また、耕作放棄地の解消でありますとか、農業への企業の参入ということでも実施をしておるところでございます。また、農全般のことで言いますと、地産地消の取組でありますとか、農業の担い手としての集落営農というような取組もされておきまして、SDGsで言います統合的な取組を実施をしているというところでございます。

また、男女共同参画につきましても、SDGsの目標の中に掲げておりますあらゆる人々が活躍する社会ということで、ジェンダー平等の実現ということでも目標も位置づけられておりますので、そういうことでの女性の活躍の推進ということで、男女共同参画の取組を実施をしているということでございます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） ほかの、率先してどなたか。——浜田議員。

○18番（浜田和子） いいですよ。急ですからたくさんやってらっしゃると思いますけれども、発表できなかつたかと思いますが、今お答えいただいた内容っていうのはこれまでもやってきていたことであって、新しい取組とか、圃場整備は新しいかもしれませんけれども、それとは関係なくって言うたら通じますけれども、南国市の政策としては一番大きな政策ではないかというふうにも思って、通じると言えば通じますよね。

バルクリース環境省の補助事業としての調査事業を南国市は行いましたけれども、導入支援事業は活用しませんでした。そのときおっしゃったのは、将来的に何らかの補助事業があるかもしれないということだったと記憶していますが、これではCO₂削減への取組計画は成り行きで行うとしか受け止められません。南国市はどう取り組んでいくのか、しっかりとした目標設定、SDGsの様々なことに対しての目標設定が明確になっていないのではないかという気がしております。コロナ対策で忙しいということもありますし、もともと職員数が足りなくて手が回らないということもあるかもしれませんが、全体として意識が薄いのではないかというふうに私は感じておりますが、副市長はSDGsの推進に対して意識を持って目配りをしておられますか、どちらかお願いいたします。

○議長（土居恒夫） 村田副市長。

○副市長（村田 功） SDGsについての意識ということでございます。

先ほど環境課が話がありましたバルクリース、南国市はバルクリースについて谷合課長が前回の議会で御答弁申し上げましたように、事業としてのエントリーはしたと思っております。ただ、職員全体として、南国市全体としてSDGsについてどういう意識づけがあるかについては、少し弱いのではないかという思いがあります。以上です。

○議長（土居恒夫） 浜田議員。

○18番（浜田和子） バルクリース、調査はしたけどCO₂削減はしなかったということになるんじゃないですか、これをやるということ、そのことは。違いますか、捉え方が。

○議長（土居恒夫） どうですか。市長。

○市長（平山耕三） バルクリースによる施設の整備ということは実施していると私は思っております。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 認識がなくてすいません。やれてなかったなというふうに私は思っておりますので、すいません。どちらにしても県下断トツの推進を目指して行ってほしいなというふうに思いますが、やはり各課が頑張る中で副市長として横からの応援っていうのはすごい大事ななと思いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

内閣府地方創生推進事務局は、持続可能な経済社会システムを実現する都市地域づくりを目指す環境未来都市構想を進めています。環境、社会、経済の3つの価値を創造することが、誰もが暮らしたいまち、誰もが活力あるまちの実現を目指す環境未来都市はSDGsの理念と軌を一にするものであり、SDGsの達成に向けた取組の先行例と言えます。

2018年から内閣府は、SDGs未来都市及び自治体SDGsモデル事業の選定を行ってまいり、本年2020年の募集期間は2月18日から3月2日まででした。今回は昨年度の57を大幅に上回る日本全国77の自治体から、SDGs未来都市及び自治体SDGsモデル事業に関する提案がなされ、33のSDGs未来都市及び10の自治体SDGsモデル事業を選定されたとのこと。高知県では土佐町が提案者となっていました。私たちの南国市は提案をしたことはございますか。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） こちらに南国市としては提案したことはありません。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 土佐町の提案書を拝見いたしました。土佐町の現状や課題、将来目標の設定、具体的な取組の設定、SDGsのどの課題に取り組むのか、そのためにどれくらいの事業費を必要とするのか、地方創生推進交付金申請予定事業の設定等、素晴らしい提案書だと思います。採択された内容は大いに参考となります。取組の検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 先ほど御答弁いたしましたけれども、今年度後期計画基本計画の中でSDGsの実現に向けた施策の整理を行うことと予定しておりますので、その中で検討をしてみたいと考えております。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 検討するという事は、のせるということは検討するけれども、この提案書を作って出すという、行動を起こすということにはなるんですか、その御答弁では。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） まず、未来都市への提案ということにつきましては、この募集要項にもございますけれども、経済と社会と環境と、ここの統合的な取組、シンボリックな取組、また先導的な取組というものの位置づけが必要になりますので、その部分について、今行っている施策とこれから行う施策の中で整理をして、そういうものをきちっと整理した上で、出すことについても検討していきたいというふうに考えております。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 出すか出さんかを検討するという事であって、出すということにはならないというふうに受け止めてよろしいですか、それは。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） まず、先ほども申しましたけれども、コアになる事業というのがやはり一つ必要になりますので、その部分をどう組み立てていくかというところのまだ準備段階でございますので、現在の段階で出すということには申し上げられませんので、検討させていただくということの答弁をさせていただきます。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 御答弁がいつも検討なのでちょっと分かりにくいんですけど、出す方向で検討するとおっしゃれば私も納得できるんですけど、もうちょっと回答がどうとっていいか分からないときがあるんですね、よろしくお願いします。

自治体におけるSDGsの達成に向けた取組は、地方創生の実現に資するものという考え方のもと、私からは南国市がゼロカーボンシティ宣言をすることを提案したいと思います。

気候変動問題は、今地球民族にとって喫緊の課題であることは世界の共通認識でございます。地球上の全ての生き物にとって、今や気候変動というより、気候危機といわれる事態ともなっております。パリ協定では、平均気温上昇の幅を2度未満にする、その目標が国際的に共有され、さらに1.5度に抑えるためには、2050年度までにCO₂実質排出量をゼロにすることが必要とされています。これに応じて、日本の自治体による2050年までのCO₂排出量の実質ゼロ表明が行われています。いわゆるゼロカーボンシティの表明でございます。本年8月6日現在で151の自治体表明があったとのごことでございます。南国市のゼロカーボンシティ宣言に対する御所見をお伺いいたします。

○議長（土居恒夫） 環境課長。

○環境課長（谷合成章） 気候変動問題は、議員おっしゃられましたとおり、全世界における喫緊の課題であります。本市にとりましても、当然検討すべき重要な問題であると認識をいたしております。2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを表明するカーボンシティ宣言につきましては、全国で151自治体の表明があったとのごことでございますが、四国では徳島県と愛媛県で表明されているとお聞きいたしてございまして、高知県や本市も今後宣言に向けた前向きな検討が必要であると考えております。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 南国市では基幹産業の一つとしてハウス園芸もありますし、また各企業におけるCO₂の排出は避けられない分もございしますが、人為的な排出量に対し、同量のCO₂吸収源を用意することがゼロ達成ということでございますので、工業地帯を抱えている横

浜市でさえゼロカーボンシティ宣言をしているわけでございます。南国市もそれに取り組むことはできるのではないかと思います。取組や政策を検討するため、専門家を交えてのプロジェクトチームとか、推進協議会とか、何らかを立ち上げていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（土居恒夫） 環境課長。

○環境課長（谷合成章） 本市では、南国市地球温暖化対策地域協議会を設置いたしております。南国市域の温室効果ガス排出の抑制等に関し、必要な措置についての協議を毎年重ねておるところでございます。御提案のゼロカーボンシティ宣言につきましては、この協議会で検討いたしてまいりたいと思っております。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） ぜひよろしく願いをいたします。

一つの取組がSDGs 17項目の幾つかに寄与することもあります。CO₂の削減に取り組むことで、3の保健、6の水衛生、7のエネルギー、11の都市、12の生産消費、13の気候変動、14の海洋資源、15の陸上資源など、8項目に影響を与える推進ができそうです。そういった意味でゼロカーボンシティ宣言を先ほど御提案させていただきました。

このSDGsへの取組は、5年目を経過している今日であっても、言葉のみは浸透してはきましたが、現実には私たちの身近なものになっているかということ、必ずしもそうではないように思います。室戸市では、本年3月にSDGsカードゲームを使ってのイベントが行われました。高知県内で自治体が開催したというのは、多分室戸市だけだと思いますが、参加された方々はSDGsを身近に感じ、改めて理解できたとのこと。コロナ禍の中ではございますが、それを踏まえた上でのイベントの開催も考えられているとのこと。ゲームを経験された方は、この中におられますか。このカードゲームに関する御所見をお伺いいたします。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） まず、カードの経験があるかということですが、私自身はまだ経験をしたことはございません。このカードゲームにつきましては、SDGsの17の目標を達成するための道のりを体験することができ、SDGsを理解し、身近に感じることができる大変有意義なツールであるというふうに感じております。

本市におきましては、本年度取り組みます第4次南国市総合計画の後期計画の中へ、SDGsの落とし込み・検討を行うように予定をしております。この中でまず各事業に当たる職員個々が、自分が携わる事業がどのようにSDGsの理念と整合するかをしっかりと理解すること

が重要となってまいります。そのためには職員研修も必要と考えておりますが、その中でカードゲームにつきましても、理解促進のツールの一つとしてまた考えていきたいと思っております。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 実施して下さるとの御答弁だと受け取りまして、ありがとうございます。実施の際は、必ず養成講座の資格をお持ちのファシリテーターの方をお招きして行っていただきますよう、どうかお願いをいたします。

ゼロカーボンシティ宣言は、この議場で市長が表明すれば環境省が表明されたと認めてくださるということですので、実は今ここでなさることもできないわけではありませんが、今まだ準備ができていませんので、早い時期に準備を整えていただければ素晴らしいと思っております。御決意をお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 先ほどのSDGsの17項目、南国市としましては副市長が申し上げたとおりです。意識づけっていうところでは非常にまだできていないところがございます、今後意識を持って進めていかないといけないと思うところでございます。

また、ゼロカーボンシティ宣言につきましては、もちろん環境という意味では非常に前橋詰市政が意識を高く持ってきているところでございます。そういった意味ではゼロカーボンシティ宣言というのは、協議会の検討ということにさせていただきますが、宣言に向けて、その協議の内容を詰めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 本年度中に準備をしていただけるということですよ。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 本年度中に準備を整えたいと思っております。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

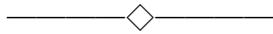
○18番（浜田和子） よろしくお願いをいたします。

地方創生SDGs官民連携プラットフォームに参入することで、地方創生SDGsの推進をどんどん行っている自治体もあるようでございます。コロナ禍で忙しいことと思っておりますが、並行して進めていかなければならないと思っております。高知市や梶原町、土佐町など、既にプラットフォームの会員となっている身近な自治体と連携を取りながら進めていただけることを願っております。

○議長（土居恒夫） 昼食のため、休憩いたします。

再開は午後1時であります。

午前11時55分 休憩



午後1時 再開

○議長（土居恒夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。18番浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 午前中に引き続きの質問をさせていただきます。

市長の政治姿勢の2点目として、合意形成に基づく市政ということでお伺いしたいと思えます。

平山市長が御就任されて3年になりました。この間、市長は各地区を回られて、市長と市政を語る会を開催され、市民の皆様との交流も図ってこられました。また、様々な仕事をされる多くの市民の皆様から市政に対する御理解もいただき、信頼関係を結んでこられたものと拝察いたしております。しかしながら、図らずも住民の皆様のお理解をいただけないまま、困難な事態に遭遇したことも幾つかはあったのではないのでしょうか。どのような事態が生じたのか、事例を簡潔にお示しいただけますか。

○議長（土居恒夫） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 市が実施します事業等につきましては、事業の目的や内容について説明会を開き、協力をお願いし、また、市政に対する御意見等のある方につきましては御意見をお聞きし、市として対応すべきことを説明するなど、話し合いを進め、市政を行うよう努めております。しかしながら、議員のおっしゃられる御理解がいただけなかった事案につきましては、緑ヶ丘の土地に係る事案があり、訴訟となりました。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 緑ヶ丘のことだけをお示しいただきましたけど、住民の皆様と合わない感じの問題ってどうか、訴訟までにはいかないと思いますけれども、御理解をいただけないで困ったなということは現在も、先ほど村田議員からもありましたけれども、幾つかほかにもあったんじゃないかというふうに私は思っております。今回はちょっと四国中検さんと田村の皆様さんのことを例に挙げさせていただきまして、話を進めさせていただきたいと思えます。

この件につきましては、私ども議員には何度か御説明をいただき、内容につきましては承知しているところでございます。そして、南国市も議員も住人側に立って問題の解決にと努めて

まいりましたし、一番の問題は解決したのではないかと思いましたが。しかし、私が皆様のお声をお聞きしたところ、今は四国中検に対してよりも、むしろ南国市に対して憤っているとのこと。住民の皆様の思いがそういうふうになった原因はどこにあると思われますか、南国市の御認識をお伺いいたします。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 住民の皆様の思いが本市に対して憤っているとすれば、それはやはり今回の案件につきまして、排水について行政内部での情報共有不足と地元住民の皆様への確認も不十分であったため、結果的に水路下流域の住民の皆様へ十分な説明がされていないまま都市計画法の許可が下ろされていたということに対しまして、住民の皆様が市に不信感を持たれたことが原因であるというふうに思います。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 今のお話は、最初のボタンの掛け違いということをおっしゃられたというふうに思います。最終的に住民の皆様の憤りは要望書を受け取った後、議会も南国市も受託した形にはなったけれど、その後、何度か撤退について南国市に赴いたけれど、そのたびに弁護士に相談していますの繰り返しで1年がたってしまい、相手に有利になってしまったということです。要するに弁護士に相談の繰り返しに対しての怒りなんですよ、違う対応がなかったかと思いました。このところが理解できていませんですよ、今でもね。大変に感情的にこじれてしまった問題っていうのは、ほかの事案でもあることと思います。こういった場合においては、市民からの信頼を得ることができない状態を作ってしまったと判断いたします。

難しい問題に遭遇した場合、どのようにして市民の信頼を得ていくのか、何が大事だと思えますか。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 市民と行政と意見交換の場を設けて、市民の皆様の声に十分耳を傾け、住民の目線で物事を考えながら、双方が納得するまで協議を重ねて解決策を見いだしていくことが大事であると思います。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） どうすることが大切かは分かっているけれども、現実には実行できていないわけです。相対して対話する姿勢ではなく、心の中で肩を組む思いでなければというふうに私は思います。

昨日の山中議員質問の地域おこし協力隊についての御答弁をお聞きしていて、同じ問題であ

ろうと感じました。南国市の職員の皆さんは、非常に頭のよい優秀な方ばかりです。実はそこに落とし穴があるのかなというふうに、私は感じております。行政の仕事は、法律に基づいて間違いのない対応をする、これは揺るがせないことです。しかし、それだけでは結果的に市民の皆様と対立してしまう、そういうことだと思います。市民の皆様が南国市に助けを求め、すがっているわけです。法律に基づいた処理だけで対応するなら、行政の仕事は、極論ですけれども、全部機械で処理ができます。優れたコンピューターに市民が入力すれば、丸なのかバツなのか教えてくれるでしょうし、1足す1は2、それ以上のことも、それ以下のこともございません。市長も職員もなくて済むかもしれません。

しかし、そうではないでしょう。問題が困難であればあるほど、勇気を持って、市民の皆様のお声に真剣に耳を傾けることが大切ではないでしょうか。まずは勇気です。そして、相手を信頼することで信頼は得られます。こちらの心が相手を避けていけば、それは相手にも通じていきます。信頼を持って接していけば信頼される、何度も何度もそれを行う中で、こちらが人としての信頼を得ることは可能となるのではないかと私は思います。信頼を得ることができれば、こちらの思いを受け入れていただくこともできるのではないのでしょうか。合意形成というのは、行政が市民の皆様を信頼することから始まると思いますが、市長はどのように思われますか。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） もちろん合意形成というのは、お互いを信頼して理解し合うことで始まるというふうに思っております。先ほど都市整備課長も申し上げましたが、市民の目線で市民の声に真剣に耳を傾けて、この思いということをきちっと受け止めて政策に生かしていくということはもちろん大切でございますし、話合いの上でその思いというものを受け止めたときに、早く真摯な態度で行動して、それについてどうであったと、きちっと報告するという、そういった真摯な態度、誠実な態度というものが必要であると思います。そういった意味で、今回のことを行政に対する憤りもあるということございまして、そこなところを真摯な態度っていうのが、スピードを持って誠実に、対応が不足していたのかなと思うところでございます。これからはその声を真摯に耳を傾けて、スピード感を持って対応していると、誠実に対応してるということが言えるように、精いっぱい努めてまいりたいと思うところです。以上です。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 少数数の市民の皆様であっても、あちらこちらに対立構造を積み上げていくことはあってはなりません。粘り強く合意形成を積み上げていくことが大切です。私ご

ときが、市長をはじめ執行部の皆様に苦言を呈するようで大変おこがましいことだと認識はいたしておりますが、イエスマンだけでは南国市の発展はないとの思いで発言をさせていただきました。

少し長くなりますが、パレスチナ問題やスリランカの内戦など、世界中の紛争解決に20年間携わってこられたハーバード大学ウェザーヘッド国際問題研究所のドナ・ヒックス博士の言葉を部分的に御紹介したいと思います。

交渉は、組織の幹部の出席のもと行われるのが常でした。質の高い教育を受け、平和のために献身することを惜しまない人たちです。それでもなお、彼らには和解へと踏み出せない理由があったのです。交渉のテーブルの上を飛び交うのは政治的論理ばかりでした。しかし、私は心理学者として、テーブルの下を流れるもう一つの会話に耳を傾けました。それは、いら立ちや怒りのぶつかり合いでした。言葉には表れなくても、非常に強い力を帯びた感情の流れです。この第2の会話こそが対話の焦点になるべきだと考えるようになりました。思索を重ねていたある日、悟りのように私の頭の中に尊厳という言葉が浮かびました。これこそが紛争を解決する上でのミッシングリンクだと気づいたのです。

まだまだ長く続くお話ですが、一部を御紹介させていただきますして、この質問は終わりたいと思います。

それでは次、教育環境につきましてお尋ねいたします。

今回、9月補正で大篠小学校のプールの改修工事が行われることになっています。従来からプールのことにつきましては、何人かの議員さんから質問があった事案です。去年は鳶ヶ池中学校、本年は大篠小学校の改修ということで、大変うれしく思うところです。大篠小学校のプールは築何年が経過していますか。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 大篠小学校のプールの建設年は、昭和34年6月で築61年経過をしております。市内小中学校のプールの中で2番目に古いプールとなっております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 通常25年が改修の目安だとされていますので、長い経過ですね。そして、3,329万1,000円の予算計上ですが、通常プール建設には1億円前後の予算が必要だと認識しています。今回の改修の内容につきまして御説明を求めます。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 改修内容につきましては、既存施設を最大限活用し、かつ使用する児童の安全性を確保しながら、できる限り工事費を抑制し、費用対効果を鑑みながら設計をいたしました。改修概要は、全面高圧洗浄後、大プールは水深変更かさ上げを行いまして、耐候性及び耐薬品性に優れたプール専用のシート防水を行います。プールサイドは素足でも滑りにくく、防火性に優れた遮熱タイプのシートを張ります。シャワー、洗眼ブースは複層仕上げ、塗剤の吹きつけ塗布をいたします。小プールにおきましては、FRPトップコートを上塗りし、補強いたします。また、プール給水管の配管を改修しまして水量を増やし、既存の自動滅菌装置を改良し、安全管理体制を整備するものでございます。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 以上の全てを3,300万円余りで実施できるということになるわけですね。塩ビの防水シート、耐久年数は20年とある業者さんから聞きました。また別の業者さんからは10年とおっしゃっておられました。しかも、生徒数が多く使うことになると、10年たたなくてもどこかに破損が生じたら、そこから水が入り、駄目になってくる。修繕が必要になり、ランニングコストが多額となってくるとお聞きしました。教育委員会としては、今回の改修工事では耐久年数がどれくらいだと想定しておられますか。また、保証期間はどれくらいでしょうか。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 耐久年数は15年から20年を想定をしております。保証期間は、メーカー施工業者の連帯責任保証としまして10年間となっております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 10年の保証ということは、運悪く11年目にどこかが破れたら、また改修の必要が出るということになるわけですね。プールの水は井戸水を使用していると思いますが、水の交換はどのようにされているのか、また塩素を使って消毒をしているとお聞きしていますが、それは投げ入れですか。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 現在の使用状況ですが、毎週金曜日に全部の水を抜きまして、土日で新しい水に交換をしております。大プールにおきましては、2年生が使用する際は満水では深過ぎるため、水を抜きまして水位を下げております。3年生以上が使用する際には、水を追加することになりますので、水入れの入替えが行われることになります。滅菌

消毒剤、いわゆる塩素消毒は投げ入れで行っております。

少し補足いたしますと、大篠小学校のプールは地下水をくみ上げ、水の交換はかけ流しで行っております。清らかな豊富な水源を活用しまして、今般の地球温暖化によるプール水温上昇対策としましても地下水の低温くみ上げにより水温上昇は抑制され、水道料金に影響を与えることなくプール管理ができるものと考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 塩素は投げ入れで、これまでどおり問題はないということですね。その方法で安心できるとお考えですね。

今日プールに水の洗浄ろ過装置を設置していないなどは考えられないと近隣市の学校でお聞きいたしました。馬路の小学校は、谷の水を引いてきているけれど、それでもろ過装置はあるとのこと。人数が少ない学校ならいざ知らず、県下のマンモス校であり、たくさんの子供たちが入って、そこにろ過装置がなくて、健康、安全面において心配になりませんか。塩素で消毒したとしても、水の濃度検査をしたとしても、採取した場所によって数値が違ってくるということもあるようです。髪の毛とか、様々な汚れも混じってきます。かけ流しで解決できているとは考えられませんが、このことについての御所見をもう一度お伺いいたします。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 御指摘の洗浄ろ過装置は設置してございません。使用地下水は良好な水質のもと、プールで使う水の衛生管理につきましては国の法定衛生管理基準にのっとり、7項目の水質検査等を実施をしております。検査項目はpH値、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、遊離残留塩素濃度、大腸菌、一般細菌、総トリハロメタンとなっております。このため水質面につきましても配慮はしているのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） たくさんの児童が入るわけですね。かけ流しでやって、水は流れると思うんですけど、隅っこのほうなんかどうなってるかという、そのわざわざ水を取って検査をしてるわけでもないですから、私はちょっと心配ですよね。たくさんの児童が入るわけです、50人や100人の話ではないですよ。その規模において髪の毛等のごみなどがあっても、水質面において心配はないと、この場で御断言されるわけですね。そういうことですね。

それでは、今回の改修において熱中症対策は考えておられますか。シェルター等、いわゆる日陰を作るなどしなければならないと思いますが、いかがですか。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 熱中症対策としまして、既存の日よけテント、大プールの西側のプールサイド7コース分ですが、これを塗り替え等で補強いたしまして、長期間使用できるようにしてまいります。御指摘のシェルターというほどにはならないのかも分かりませんが、そうした日よけのものは塗り替えと補強で準備する予定でございます。さらに必要な対策があれば、その都度迅速に対応はしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 鳶ヶ池中学校のプールが昨年度改修され、大好評だとお聞きいたしましたので、見学させていただきました。近隣のプールの状況を見れば、決して褒められた設備内容ではないと私は思いました。好評であったのは、以前があまりにも汚かったから、きれいになってうれしいということではありませんか。他市の学校では、自動シャワーや障害のある子供たちへの配慮がされた設計、もちろんろ過装置はあるし、プールの周りの掃除も散水栓が設置され、消防車のホースの小型のようなホースで流し洗うなど、様々な配慮がされています。大篠小学校の保護者の皆様がこのことを知ったら、どのように思われるでしょうか。子供たちの教育環境、安全対策を十分に考えての対応とはとても思えません。お考えをもう一度お聞かせください。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 今回の改修の目的は、児童のけが防止、安全対策でございます。毎年プール使用の時期になりますと、大篠小学校からは足の裏のけがや手指のけがの報告が上がっておりまして、けが防止、安全対策として緊急性が高いものと考えておりました。御指摘のような様々な配慮をされた全面改築のプールについても考えてはまいりましたが、平成28年に小学校2校、1中学校の改築プールにつきまして、学校施設環境改善交付金の交付決定を受けておりましたが、当時予算確保が困難なことから事業廃止に至った経緯がございます。こうした経過もありまして、教育委員会としましてはプールの改築という方向ではなく、プールの改修を進めていくことで計画を立てておりました。

また、以前からシャワーの水量不足が指摘されておりまして、このたび本計画では本管を拡大し、水不足の解消を実現いたします。また、大篠小学校のプールは合築前の大篠村の折に建設され、水深が中学校の基準でありましたので、現在の基準水深に改修をしたいと考えております。

その他の改善点としましては、児童の動線に考慮したスロープを新設し、段差解消を行ってまいります。プールサイドの全面防火性ビニールシート化により掃除の軽減等も図ることができると考えております。こうした安全対策についても協議をした上での対応とは考えておりましたが、事前の説明が不十分でありましたことを心からお詫びを申し上げます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 先ほどの御答弁では、平成28年に小学校2校、1中学校の改築プールについての交付決定を受けておったのにもかかわらず、それを事業廃止にしたという経過があるという、とても考えられないことが以前にあったなど。その国へ提出した時点では、南国市の負担部分のお金って分かってたのにもかかわらず出して、お金がないからやめたという、この経過というのはちょっと一般的に考えられないことが起こってるので、教育委員会の御苦労っていうのはそこにもあるのかなというふうにも思いました。

補正予算の財源内訳は、地方債と一般財源になっています、今回はね。国の交付金は当然入ってないわけです。先日そのことについて次長にお伺いしたところによりますと、国の平米当たりの単価は現場の単価よりはるかに低く、3分の1の補助といっても現実はその半分にしかならないので、今回は申請しなかったというふうにそのときはお伺いをしておりました。

文科省は、このところ改築よりも長寿命化の改修を推進しています。本年令和2年4月1日の改正によると、学校施設環境改善交付金要綱を見ますと、事業費の3分の1、地震特措法第4条の規定の適用のある水泳プールにあっては、2分の1の算定割合となっています。地震特措法の別表第1には、地震災害時における飲料水、電源等の確保等により、被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備、その他の政令で定める施設または設備の整備で地方公共団体が実施するものと記されています。申請の仕方に工夫することはできないものかというふうにも思います。

私が国に問合せをいたしましたところによれば、屋外水泳プールにおける交付金算定の単価は、整備要件として更衣室、シャワー室、管理室及びトイレを備えていることとされていますが、一般型のプールで平米18万4,000円です。災害時に飲料水などに活用できる浄化装置を備えた浄水型で22万6,700円の単価、どちらも3分の1の交付金となっていますが、特措法の適用なら2分の1の交付です。この浄化装置があるのかどうかのことですが、規模が小さいかもしれないかもしれませんが、プールの水を飲料水にできる設備という意味では、危機管理課には小さい設備ですけど、そういった浄化する飲み水に変えるという、そういうものも備えてらっしゃる

と思います。もしそれが可能であれば、浄化槽付きのプールということは22万何がしかの単価になるわけですね。市としても今回十分にお調べになった上での計上だと思います。でも、たとえこれが実質6分の1か4分の1にしかならなかったとしても、今回計上された予算額に国の交付金があれば、プールのろ過装置を設置することや日陰を作る設備、シャワーもユニット式自動シャワーに変えることも可能となるのではと思われます。ろ過装置と日よけのシェルター、自動シャワーのユニットを合わせると、1,000万円ぐらひは必要だと思います。4,500万円の事業費だとして、そのうち国の交付金を実質6分の1としたら、南国市は3,700万円です。施設整備計画を提出して対応すべきだと思いますが、国の対応を含めた御所見をお伺いいたします。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 今回の改修工事につきましては、国、県とも協議をしました上、交付金の対象施設とはならなかった次第でございます。対象外の理由は、新築または改築には当たらないとの見解となりました。今回同様の改修工事での対応でございましたら、各校の水面積規模で積算しますと、1,000万円から2,000万円の範囲で改修工事が可能であり、各校の児童生徒の環境整備を公平かつ速やかに対応していけるのではないかと考え、計画を進めていた次第でございます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 今回のこの補修で、国、県とも補助事業対象にしてこれなかったというのは、もうあまりにも中途半端な、申し訳ないけど、計画だったということになるんじゃないかと私は思うんですけれども。補助事業とするためにはどのことで試算もされてると思いますけれども、お聞きした内容は非常に1億3,000万円とかいうような高額な試算をされていたと思うんですね。それやったら新築ができそうながらいの金額ですので、とてもそういうことではないと思います。しっかりした業者さんの見積りを取っていただければ、私はすごく多く多く見積もっても8,000万円ぐらひでいけるんじゃないかと、私自身はそういうふうに試算をいたしました。

国の補助率は、南国市の場合はやはり3分の1ではなく、2分の1となるんじゃないかというふうにも思うんですけれども、3分の1なら3分の1で仕方ありませんが、それでも南国市の負担というのは5,000万円にもならないんじゃないかというふうに、一応300平方メートルだとすると、もう国の補助額というのが3分の1であれば1,800万円、2分の1だったらもうちょっと上がりますよね、そういうことしかないと思うんですけれども、業者さんとの

折衝をやった中で安くいけるんじゃないかなというふうには思うんですが。28年度の取下げの問題もあって、例えば国へ出してもいただけないんじゃないかというような心配も分かるんですけども、そこは新しい教育長ね、次なる教育長でございますし、国、県に実情をしっかりと訴えていく、そういうことも大事だと思います。築61年もたっているプールです。今さら言われなくても、何度も言わなくてもいいことですが、県下一の大規模校です。市長も副市長も県にはパイプがあるでしょう。国に対しても頭を下げてお願いすべきです。今回の計画が子供たちの健康、安全をまず中心に考えたであろうことは確かだと思います。しかし、長期的に見て、予算がどうなのか、改修の方法についても十分な検討ができているのか、いま一度仕切り直しをされまして、計画の変更をしていただきますよう、要望させていただきたいと思います。御見解をお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 本改修につきましては、既存施設を最大限活用いたしまして、かつ児童の安全性を確保しながら、できる限り工事費を抑制しまして、費用対効果を鑑みながらの検討をしたものでございます。教育委員会としては、改修工事内容で実施させていただきたいというふうに考えております。しかしながら、御指摘いただきました点、例えば耐震補強事業等に該当しないかどうかも含めて検討はいたします。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 教育長。

○教育長（竹内信人） 浜田和子議員からの御指摘につきましては、子供たちにできる限りのいい環境で使わせてあげたいという、そういう思いで言われていることでありまして、本当にありがたいことであると思います。

プールにつきましては、私が教育委員会で十数年おるんですが、その中でも何回か計画を立てて、それへ進んでいったのが、それぞれ事情は違いますが、途中で頓挫してしまった経過があります。そうしている間にもプールの老朽化というのは順に進んでおりますので、何とか早い、しかも安くやれないものなのかなということでも今回上げさせていただいたものがこれです。大篠小学校、34年6月、私の誕生日と全く同じプールの造成が行われた年なんですが、それぐらい早く本来はやっておかねばならないんですが、プールというのは工期につきましてもシーズン以外でやらなければならないというようなこともありますので、この時期に出させていただきました。これまで十分な説明ができていなかったということに関しては、本当に申し訳なく、おわび申し上げたいというふうに思っております。今回御指摘いただいたことで、今早急に何ができるかということを考えて、ちょっと進めていきたいなというふうに思っております。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 塩ビシートで、防水シートですよ、そういう形でやって、11年目に1か所破損したとして、水がばっと回っていたとき、またどれぐらいの経費が要るんでしょうね。1,000万円超すでしょうね、2,000万円とか。そういう長期に当たったときの損失も考えたときには、もう一回南国市の出すお金がどれぐらいになるのかということを試算するためにも、いろんな方から御意見を聞くっていうことが大事じゃないですか。もう900になるかなるかと言いながらの大篠小学校ですよ。そこでの改修がこれ、もう周辺市町村から見たらびっくりするような対応なんですよ。

三木副市長、全県下を見られてると思うんですけども、この対応について、副市長はどんな御所見を持たれますか。

○議長（土居恒夫） 三木副市長。

○副市長（三木敏生） 私も全県下のプールをつぶさに承知しておるわけではないので、今回の教育委員会のプール改修につきましては、まず児童生徒の安全を早急に確保するためには、今考えられ得るベターな案を出してきたのかなと考えておりますので、それはそれでしっかり実現に向けて取り組んでいくことが必要じゃないかなと思っております。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） そういうことであれば、南国市としての教育委員会としての考え方っていうのは、そういうことになるんだと思いますけれども、私は教育には予算かけんといかんと思いますよ。しっかりしたものにせんといかんですよ。そのことをせずにして、ほかのことにたくさんお金を使ってる南国市に対して、市民がどう思うかっていうことは考えたことがありますか。それから来れば大したお金やないんですよ、今回のことは。

だから、一つ申し添えさせていただくならば、教育委員会っていうのは何だか予算要求に臆病になってるんじゃないかと私は感じています。子供たちや学校で働く人たちを守るのは、教育委員会の役目だと思います。子供たちのためにしっかり予算措置をして育てる、その子供たちが将来この南国市に税金を納めてくれるようにするために企業誘致があり、まちづくりがあり、調整区域はどうするかなど、あらゆる分野の政策があるのだと私は思います。もちろん教育委員会も同じ思いだとは思いますが、今回のプールのことでも現時点でのプールのことだけを考えるのではなく、未来に続く政策だという観点で堂々と予算計上し、保護者の皆様にも、私ども市民の代表にも透明性を持って御説明くださいますようお願いをいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

教育環境の2つ目は、教員の長期社会体験研修につきましての質問です。

初めに、今回のコロナ禍により、小学校も入学式をはじめ授業開始に至るまで、様々な影響を受けていると思いますが、とりわけ小学1年生は保育園や幼稚園からの移行期間に、マスクはしなければならないし、お友達づくりも含め、学校生活への戸惑いはなかったのか、現状が把握できていればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 浜田和子議員の御指摘のとおり、私どもも小学1年生、本当に3日間しか入学後通えなかって、すぐ学校休業ということになりました。これまで学校にも1年生の状況につきまして情報公開いたしました。特に不調を訴えているとか、学校に登校しづらくなっているとかという状況の報告は、おかげさまで上がってはいません。しかしながら、1年生にとりましては入学後たった3日間で、学校生活になれることもなく、また先生や友達の顔や名前すら覚える間もなく、コロナ禍による臨時休業となったことは、本当に戸惑いと不安の連続ではなかったかと思っております。御家庭の御協力あつてのことですが、学校再開後は児童生徒に心と体の健康チェックアンケートを実施しまして、気になる児童生徒には面談を実施したりするなど、心のケアに留意しながら、緩やかなスタートを行ったことも大変よかったのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 保幼小の連携の必要が指摘され始めて何年にもなりますので、現在では保育園、幼稚園は小学校との交流もスムーズになされてることと思います。また、保幼における幼児の特筆すべきことも、小学校との連携も十分にされて、保護者の皆様の御納得も得られていることだと思います。この保幼小の連携が指摘されるようになった背景には、幼稚園や保育園、保育所との学習の段差が大きく、小学1年生で授業についていけない子供もいる、幼稚園や保育所と小学校では現場の関係者の接続、連携への関心に差があることなどが課題とされておりました。

今回のコロナ禍の中で、この課題が現実のものとなっているようなことがないのかを心配してるところでございます。コロナの問題が起こらない、通常の頃から言われてることに、保幼小の連携については、小学校よりも送り出す幼保のほうが意識が高いということです。自分たちが大切に育ててきた子供たちが学校に入ってから、これまで以上に伸びていくようにとの思いからだと言われています。私も現場の保育士さんのその思いは常々感じています。それに対して小学校の先生が重視するのは、主に障害の有無や学校からはみ出しそうな子供の情報であり、

クラスで普通にやっけていけそうな一人一人の子供についてまで詳細に情報収集する余裕がなかなかないと言われていたますが、現状はどうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） これまさにもう御指摘のとおり、確認もいたしました。障害がある児童、配慮が必要な児童についての引継ぎに多くの時間を使っていることに間違いはございません。また、限られた時間の中で引継ぎを行っているということで、児童一人一人の詳細な引継ぎということは難しいことも事実でありますし、認識もしております。

しかしながら、そこで合理的配慮として話し合われている支援は、その児童たちのためだけでなく、他の児童が安心して過ごせる支援にもつながっているものと考えております。例えば聞く力が弱い児童には視覚支援を用意いたしますが、この視覚支援を用意することで理解が増す児童も多くあります。

また、1年生に入学して4月からの学習をスタートカリキュラムとありますが、この学習を一人一人が安心感を持ち、新しい人間関係を築いていくことを狙いとした学習のなかよしタイム、合科的・関連的な指導による生活科を中心とした学習のいきいきタイム、教科等を中心とした学習のぐんぐんタイムの3つに分類し、児童一人一人の頑張りや特性を約1か月以上にわたり見取っていくようにしております。

このように、こうした学習・活動を通して、入学後も保幼小の連携の中で情報交換、情報収集をすることが大切ではないかというふうに考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 小学校1年生では、生まれ月によってまだまだ月齢差がございます。先生方がそれに気づいて対応されていけば心配はないのですが、気づかない可能性もあるのではないのでしょうか。こんなことから小1プロブレムが起こってくる場合も考えられます。南国市におきましてはそのようなことはないと思いますが、幼児期に保育士の皆様がどのように子供たち一人一人に目を配り、接しているのか、このことを学校の先生がしっかり認識しておくということが、小学1年生を受け入れるに当たって大変重要なことではないかと思うところで。教育長はどのように思われますか。

○議長（土居恒夫） 教育長。

○教育長（竹内信人） 人生に必要な知恵は、全て幼稚・保育の砂場で学ぶという言葉がありますが、幼児期におけます保育、教育というのはそれだけとても大切であるというふうに考えております。その時期に子供に関わる保育士さんの子供への関わりを教員が認識しておくとい

うことは、議員おっしゃいますように、とても重要なことであるというふうに考えております。発達段階に応じた見取りや指導の在り方については、交流をすることにより気づくことが多いと思いますし、その子供たちがどういった指導、経緯、経過をたどってきたかを知るということは、現在の子供の指導にも生かされるものではないかというふうに思います。そして、何よりも現在教員、個人の指導をメタ認知にするというか、振り返るということが認識できるのではないかと、それが貴重な財産になるものというふうに考えております。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） そこでお伺いいたしますが、教員の社会体験研修ということが行われていると思います。南国市ではどのような研修をされておられますか。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 南国市では、制度としまして社会体験研修という研修は行ってはございません。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 南国市では夏休みを利用しての保育所での研修などはあるんじゃないですか。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 社会体験研修という、一般的にいわれる大きなものではございませんが、保育所、それから校区の小学校とが連携し合う中で、夏休みを利用して保育士体験というのを半日から1日ということで、その実施校が年々増えてはまいりましたが、全校にまでは至っておりません。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 文科省では教員の長期社会体験研修は社会の構成員としての視野を拡大する等の観点から、現職の教員を民間企業、社会福祉施設等、学校以外の施設等へおおむね1か月から1年程度派遣して行う研修を進めていました。今も行われてるかは確認していませんが、この長期社会体験研修は視野の拡大、対人関係能力の向上等に大きな効果を上げてるとの報告です。現実にはそのような長期研修は厳しいと思われまます。今回は小学1年生の不安を解消する等のため、保育所等への研修を提案するものです。せめて3日間でも保育所や幼稚園の研修を検討していただけないか。見学ではありません。実際に保育士さんとなって、保育に関わる経験をしていただきたいのです。夏休み、ちょっとやってらっしゃるというふうには聞きましたけれども、そのことによって本当の意味での保幼小連携ができるのではないかと

思い、提案をさせていただくところです。御所見をお伺いいたします。

○議長（土居恒夫） 教育長。

○教育長（竹内信人） 高知県では、初任者におきまして約半年間、民間企業で研修をするという社会体験研修が数年前まで開かれておりました。現在初任者採用人数が何倍にも膨らんだことによって、それは中止になっております。また、中堅教員の社会体験研修におきましても、1年間企業へ出たり、施設へ出たり、県外へ出たりというようなことで、これも全員対象ということにはならないんですが、実際に今南国から県外へ出ておる教員もいます。

そういったことで社会体験研修の意義というのは十分認識をしておるつもりでございます。保幼小中連携につきまして、本市においてはここ十数年取り組んできております。それぞれ連携は進んでいるのではないかとこのように考えておりますが、その中で小学校と保育、幼稚園の連携では、先ほど言われましたように、小学校の教員が保育所に出向き、研修をさせていただくことを長期休業中に行っております。

また、低学年の児童を実際に連れて保育の年長組の子供たちと合同で授業をするということによって、お互いの交流を図ったり、その中で教員間、保育士との連携を図ったりするようなことも実際に行われております。教員も、これは小学校の教員がそれに行くのを非常に喜んでおりました、楽しみにしておる研修です。そういったことも私自身も目の当たりにしてきましたので、そういう機会をどんどん増やしてはいきたいというふうに考えております。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 教員の皆さんが喜んでいらっしゃるということでしたけれども、じゃあ反対に保育士さんはどういうふうに見てらっしゃるかっていうこともちょっと聞き取っていただいて、対応できればというふうに思います。

子供たちにとっての一番の教育環境は、言うまでもなく教師の皆様方です。学力向上はもちろんです、忙し過ぎる教師の皆様方にあえて大変な御無理をお願いをいたしますが、どうか前向きにこれからも御検討くださいますようお願いをいたしまして、本日の私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（土居恒夫） 19番土居篤男議員。

〔19番 土居篤男議員発言席〕

○19番（土居篤男） 3日目の最後の登壇でございますが、あと少しの間、よろしくお願ひしたいと思います。

私が通告してありますのは、津波・防災対策に関しまして、物部川の防災対策、津波への一

般的な備え、都計法の見直しで自己住宅建築の条件がどう変わったか。

これは前にも質問しましたが、2つ目は戦後75年ということで、市長の思いとそれから忠魂墓地の管理等についてお聞きをします。

3つ目が、コロナ対策、これはだんだんに今までの質問、議員さんがやられてますので、あまり込み入ってやるつもりはありませんが、コロナ対策。

4つ目に圃場整備の修正工事、5つ目に人口減少が南国市でも増勢から減少傾向になったということで、これをどう見ておるか。

6つ目が、南国市の財政状況についてどのように判断をしているか。

以上、6点にわたって一般質問を行いたいと思います。

一般質問に入る前に、安倍総理大臣が辞職をされました。最も長い就任期間であったというふうに言われておりますが、トップでやりました杉本議員の質問もありましたので改めては問いませんが、答弁を感じておりますとあまりシビアな答弁ではなかったと思います。高新の8日付では、鎌田慧さんが「1強の決算」ということで2人目だそうですが、かなり厳しい評価をされております。次の日は、雨宮処凛さんの安倍政治の評価も出ております。非常にシビアな評価が出されております。

私は安倍政治全体について言いませんけれども、消費税を2回も引き上げてしまったということで、わやにしなやと思ってます。実はお酒にはアルコール税がかかっております。これが定価になっております。消費税はこの定価に10%かけてますから、アルコール税に消費税をかけて取ると。ガソリン税もそうそうですが、ガソリン税がかかっているのにガソリンを買ったときにはその税ぐるみで10%かけられると。酒飲みもそれで黙って飲んでますから、私がとやかく言うもんでもないと思いますが、これやっぱりどうも税としてはおかしいのではないか、物にかける税としては。消費にかける税としては、税を消費しようが、飲んでるわけでありませぬので、そういう私は税だけについて言いますとそのように考えております。

市長も、何か市民の暮らし、あるいは農業、福祉行政、老人行政等について、安倍政治に対して初日の答弁ではなく、もう少しシビアな批評をお聞きをしたいと思います。

それでは、1番目の津波・防災対応についてということでお聞きをいたします。

物部川の防災対策なんですけど、これはこの間も建設課長も一緒に国交省が説明をすると、物部川の防災対応について、工事をどんなにしたか説明するというのでバスを出していただきまして、私ども参加して、下流の久枝から堤防を上りながら説明を受けました。いつの豪雨のときやったか忘れましたが、堤防を少し越える寸前まで水位が増えた箇所もありました。堤防

の下を伏流して堤防の裏側へ流れた箇所もありました。そういうのは現在では完全だと思えますが、対策が講じられております。そういうのを説明を受けに行きました。

最後に私が聞きましたが、その堤防の防災の対象の基準は降水量、何年に一度の降水量ですかと聞きましたら、100年に一回ですというふうに答えられました。普通であれば100年に一回なら大丈夫だろうとは思いますが、直近の降水のときからやたらに堤防のかさ上げをしているとも思いませんので、以前から100年に一回ぐらいの防災設計になっておったと思います。それをいろんな角度から補強したということだと思います。

あるラジオで聞いたのか、新聞で見たのか忘れましたが、これからは1,000年に一回という、1,000年の想定をしなければならぬと、こういうふうにも聞きました。1,000年に一回の洪水が1,000年に一回起こるのではなくて、極端に言いますと地球温暖化の影響で1,000年に一回の洪水が毎年起こると。実際は五、六年に一回、100年に一回と言いましても、五、六年に一回は起こるであろうと。従来は100年に一回なら100年に一回しか起こりませんが、最近では1,000年に一回を想定しなきゃならぬというふうに耳にしましたので、ここで改めてお聞きをするわけです。

やはり降水量の想定は、国交省の説明では100年に一度の降水量の想定に対応する設計になっておるといふふうに言いました。私はそれでは足らんのではないかと、1,000年を想定すべきでないかというふうに思います。担当課長は1,000年に一度の洪水に対応するように補強すべきでないかと議会でも言われたということで、今後対応してもらいたいと思います。

2つ目に、津波への備えということなんですが、十市小学校が防災教育の指定校になりまして、地域の人たちも側面から支援をするということで、組織をつくっております。土居恒夫議長が対策委員長を務めて、今後小学校の中で津波に対する児童の教育を一緒に携わることになっております。この教育の中で、学校教育の中で印刷物とか、言葉だけで必ず津波は来るもんぜと、宝永の大津波もあった、安政の大津波もあった、これ言葉で言うても、そうですか、言葉でしか覚えません。私はそういう子供たちに一発分かる方法は、安政の地震、津波が前日からこういう震動があつて、こういう津波が起こつたと、こういう被害があつたということが琴平神社の昇殿の正面あたりに玉垣が残っております。ところがそれを私どもが読んでも、実際読めません。これをしっかり現代の口語文でそこへ解説をして張り出すと、こうすれば参拝に来る人が全て、ああ、やっぱり安政の地震ではここまで、十市、浜改田の浜へここまで来てるんだということが理解できると思います。それを玉垣の解説書をきちっと書くべきではないかと。これを小学生たちに、お参りせえ言うて連れていかれませんので、総見をすると、もう一

回だけ見れば口語体で書いてある言葉を読めば分かると思いますので、これ一生印象に残ると思いますよ。これで、ああ、津波というのは来るんじゃないかということをそこで実感として残れば、あと津波対応、避難訓練しようじゃないか言うたら真面目にやると。そういうことで金比羅さん、南国市の琴平神社の玉垣の解説書を書くべきではないかというふうに思います。

津波の教育の指定校は順次変わっていくそうですので、変わって教育指定校にならなくても、学校で順番にクラスごとに玉垣を見に行き、ここまで来ちゃうぜと、浜で津波が来ちゃういうたらこんなに書いちゃうと、今から何年前やと、これを見ればどんな言葉や教科書でいろいろお話しするより一目瞭然でないかと思います。一つは琴平神社で残念なことは、絵馬がありました。松の木へ農民の男の方がよじ登って、下を波が洗っている絵でしたが、どうも台風のとくに飛ぶかなんかして、東側のお祈りの社がもう一つあった、集会所のようなものがあったわけですが、そこへ今山積みになっちゃうぜという話ですが。そこにあるのか、しけで飛んで回収をしてなかったらもうないかですが、そういう絵があったら、これもなかなか面白かったになあとと思います。玉垣の文字の現代口語体に直して表示をすると、これが子供たちの教育にも参拝者にも一目瞭然、印象に残るのではないかと思います。

ちなみに香南市の香我美町に飛鳥神社がありますが、ここにも碑があります。この碑の北側に、これも口語文で誰でも読めるように説明書きがあります。それから、夜須町にも観音山の山頂にこれも碑があります。これも説明書きが出ております。夜須の観音山山頂には社かなんかありますが、そうたくさんの方が毎年正月にそこへお参りに来るような山ではありません。香我美町も小さい飛鳥神社ですので、香我美町の方が毎年1月にそこにお参りに来るとは限りません。琴平神社は相当数の参拝客もおりますので、これは非常に有効ではないかと。仁井田の神社にもあるそうですが、私はよう探さなかったですが、ここには説明書きはありません、口語体での。あまり参拝客は多くないと思います。

ただ、琴平神社は多いですので、しっかり書いておけばいいではないかというふうに思います。この説明書きを書いたらどうぞよと、それを学校教育の中でも見学に行ったら一目瞭然、印象に頭の隅に印刷されるということで提案をしたいと思います。

それから3つ目ですが、都計法の見直し、津波に対して。これも前にもやりましたが、都市計画法は津波を想定しない都市計画法です。それで、高度成長期に入りつつある時期に乱開発を防止する、整然とした都市を計画する、農地を守っていく、そういう観点でしか計画を立てておりません。前と同じことを言うわけですが、南海トラフ地震が必ず発生をして、津波が来る、浸水区域も想定をされております。この南海トラフ地震の想定しなかった時代の都市計画

法は見直すべきでないかと前にも言いましたが、県も見直したようでございます。しかし、どうも県の見直したという中身も妙に分かりにくい。

これは平成28年11月8日高新一記事なんですが、県調整区域の規制緩和、地元の開発方針を反映したというふうに出ております。従来の都計法というのは、市街化区域と農業振興地域と調整区域とに分かれております。例えば十市、稲生なんかだったら、全部調整区域に入ってます。農地と調整区域と、山でも調整区域ですから、誰でも買って建てられません、これが都計法です。私は南海トラフ地震が必ず発生をするというのであれば、浸水区域も想定がされてますので、浸水する区域へ分家住宅を建てることはない。面積は限られてますけど、十市の山とか、稲生の山ぐらいしかありません、対象は。津波の来ないところは。そこですら、従来の都計法では建てられませんから。所有地では建ちますよ。農家が自分の農地を持っておれば、山林を持っておれば分家住宅は建ちます。けど、浜の津波が来る地域の人が、家が古くなったとき、農作業のこともあるけど、ちょっと山の上へ建てたいというの、買って建てられません、従来の都計法は。それを分かりやすく買って建てれますということを、もっと分かりやすく明確に南国市が意思表示をすべきではないかと思えます。県の何とかが許可したら、それ建てれますとか、いろいろありますけど、要するに札幌の人が自分の家を建て替える、あるいは分家住宅を建てる、息子が建てる、山を買って建てれると、こういう法律に明確に変えるべきではないかというふうに思えます。都市整備課長の答弁をお願いしたいと思います。

それから次に、2つ目なんですが、戦後75年になって終戦記念日の慰霊祭もあったようですが、安倍さんが広島と長崎での慰霊の挨拶が全く同じでどうもいかんよというニュースもありました。戦後75年にもなって、忠霊塔、忠魂墓地の管理をする方も、戦死者の方の子を通り越して、もう孫の代に入っております。どうも掃除が行き届いていないという側面もあります。幾つか見てみましたが、全部の忠霊塔のあるところが掃除してないというわけではありませんが、ある忠霊塔のあるところには戦死者の墓まで何基かありました。詳しく見ませんでしたけど、多分これは日露戦争の戦死者じゃないかと思えます。それが隣が山林のような格好の畑の岸やったら、その竹が覆いかぶさってきて、あるいはその墓の敷地に竹がいっぱい生えてきたり、草がいっぱいという状況があります。少なくともやっぱり日清、日露、あるいは太平洋戦争の墓地はないにしても、忠霊塔のある敷地の掃除ぐらいはするべきではないかと思えます。一銭五厘の赤紙で若い衆をどっさり招集して、武器も送らん、食うもんも送らん、そういう中で戦死がたくさんせらしておりますので、そりゃあ後々まで金にかかるもんですよ、戦争をしたら。そういう意味で、やっぱり管理している遺族会等への管理費が十分ですかと、上げ

る必要性がありやあせんかと、慰霊祭費も多分支給していると思いますが、私はそういうことを提案をしたいと思います。

ちなみに昭和12年から20年の戦死者、最後の昭和の戦争ですね。戦死者をずっと見てみました。これは南国市史の2号に載っておりますが、明治、大正の日露戦争の前後の戦死者が151人です。これはロシア相手に戦争しただけですから、ロシアだけですから戦死者は少なかった。それを除く昭和12年以降、20年までの戦死者1,737名です。これどればあか分かりませんので、小学校、中学校の生徒数と比べてみたら、ああ、そろそろ死ぬじゅうかということが分かると思います。小学校、中学校の生徒数3,338名です。小中の生徒の約半分が戦死をさしたと。何ぼ、一銭五厘で出てくる言うたち、これで何も成果がなかったわけでしょう。小中学校の生徒数の半分ですから、男子生徒数ぐらいは、何歳からか分かりませんが、二十歳以上であれば、それぐらいの人間が二十歳になったら順番にどんどんどん送り出していったと、男子が小学校1年から中学校3年まで、男子が全部死んだと思うたらええ、そればあの量です。一銭五厘の赤紙で出てきますので、安いもんですわね。あとはゲートル巻いて、靴履かいて、ヘルメット着せて、飯ごうぶら下げて、小銃持たいてやれば文句も言わん、どこへでも行くと。南国市史の厚い本がありますので、また機会があったら見てみたら分かると思います。

明治の日露戦争前後の戦争で151名、昭和12年から20年までの間に1,737名、地域ごとに言ってみますと、私十市ですから十市でいきますと151名ですね。稲生が105名、三和が196名、前浜92名、岡豊167、国府34、瓶岩61、上倉96、久礼田89、大篠162、日章207、野田67、岩村31、長岡279名です。これだけの青年が戦場に散ったということですから、せめて忠霊塔ぐらいは草生やいたりせんような、市が本当は管理をしてもええと思います、これは。国の命令で引っ張り出して、戦死をしたわけですから。別に宗教行事でも何でもないわけですから。当たり前だと思いますが、対策を求めたいと思います。

ちなみにこの名簿の中には、北代堅助さんと稲生では西村、下の名前忘れましたが、2名が土佐藩兵のときに、まだ明治維新後も土佐藩がありましたので、土佐藩兵のときに堺事件を起こして、フランス水兵を無届けで上陸したということで何十人かを惨殺をしまして、それから切腹を命じられて2名亡くなっております。この名前もありました。これは昭和の戦争とはまた違う、戦死者と言えるかどうか分かりませんが、明治政府ができておっても、まだ土佐藩、藩兵であったようです。名簿を見よったら、こういう面白いといったら、歴史の変遷が、断片がよく見えてまいります。この忠魂墓地の管理がうまくいくように、遺族会へ出しゅうお金があれば増やしたらどうでしょうかという提案でございます。

次に、3番目はコロナ対策ということなんですが、病院の患者が、一般の外来の患者が非常に減ってると思います。病院の受診者が非常に減ってるということで、病院に調査をしたらどうでしょうかということですよ。

農協病院では一般の患者も減ってると言っておりました。病院へ来て、コロナの患者に会うたら移るき、嫌じゃということで、外来患者も減ってるようです。ただ、農協病院の場合には、コロナ感染者も検査もせないかんということで受入れ病院となって、外来で2人ぐらいが看護師が体温測定をやって、体温を記入して、それから受診の手続をして、各外来へ行くということになっております。ふだん普通の入院、治療だけの病院の事業では、こういう2名の体温測定の職員は要らんわけです。病院の収入は、診療することによって、保険から点数に応じて診療費、治療費が出ると。ただ、この体温測定の看護師の賃金は含まれておりません。ですから、これ本当を言うたら南国市民のためにもなることですよ、市の職員として雇うて、そこへ派遣するぐらいのことが求められるんじゃないかと思えます。そういう点では、その人たちの人件費を保険から出せませんよということで南国市が出す必要がないかも分かりませんが、いろんな点で連携している病院ですので、今様子を聞いてみて、支援できる場所があれば支援したらどうか。他の病院ももちろん一般の病院も聞いてみて、どうか。調査も支援も検討をお願いをしたいと思います。

それから、4番目に圃場整備後の修正工事ということで、これも前回から、前々回からずっとと言っておりますけれども、今までの質問での答弁は、個別に何とかできるかもしれんき、個別に相談してやというふうに私は聞きました。ところが個別に行っても対応してくれません。たしか農林水産課長は、個別にいう答弁だったと思えますので、前に。私は私の田んぼのことで個別に行ったら、今担当課長が別の圃場整備の課長になってますので、その課長が言うには、いろんな県の事業がある、この中の事業に沿う内容であればやりましょうというふうなことで、高収益作物転換型とかあります。今までやったのは担い手育成型ということで、圃場整備した圃場を何人かの担い手に何割以上集積をすると、集めると、いっぱい作ってくれと、こういう目的の圃場整備代であったわけです。

ところが変形した田は高収益作物転換型という位置づけをすれば、こういう県の事業があるということで、これでやれると。今さら十市の圃場で高収益作物を作るという農家はおりません。ショウガなんかやればいいわけなんです、ショウガというのはやっぱり日章辺でたくさんやっていますね。ハウス用のあれは多年ショウガだそうですが、あれは高収益になると思えますが、改めて十市の圃場で高収益型ショウガをやるかと、そのような農家はゼロです。

ショウガというのは、排水がよいといかん。それから、水が川の水ではいけない、雑菌がいっぱいあって腐敗しますから、ショウガは。打ち込みの井戸できれいな水が出れば栽培できますが、十市では無理すれば打ち込みか、井戸を掘って必要な水ぐらいは賄えるかも分かりません。三和と違いまして伏流水がありませんので、稲生、三和と違いまして。下には真砂石が、物部川の水が通ってきた真砂石がありませんので。それでも工夫すれば高収益型のショウガの栽培はできると思います。しかし、する人がいないということで、おまんの田でショウガ作るいうたら、また田を直すという、この県の事業でやれるきというても、それはとてもじゃないが、そこまで手が出ません。ほかに該当するような事業もないわけです。

私は、個別に対応するのは相談してほしいと聞きましたので、個別に行ったところがそういう格好でやらないということで、私は事業目的に反するような内容になってるのではないかと。担い手がたくさん耕作してるわけですが、その田んぼごとに変形、沈下して、高度が低いところ、低いところへ取って、基盤が出て、道路のような、ダンプが走れるばあ硬い基盤が出てきます。そういうところがぼつぼつあります。そういう田んぼについては担い手が耕作したくない、これは事業目的に反しやせんかよと。やっぱり事業目的を取り返すために、事業を起こすことができんかと、事業目的が達成できんような変形を起こしているのという質問でございます。高収益型なら何とかその事業を導入して、基盤を削ってコードを入れて、井戸を掘ってショウガができると。ところがそういう高収益型にあの土地でやる人がいないとすれば、初めの事業目的、担い手集積型が変形をして、この事業目的に反する状態になってるのではないかとということで、ここで何か事業を起こせないかということでございます。

多分県も逃げ回るのは、やっぱりあそこは変形不等沈下することが分かっちゃうところやけど、それでもかまんき、おまさんがやってくれ言うたけえやっちゃったというて言います。やっぱりそれを今さら補修工事をやる言うたら、ほかの課の人から、おまんら何しよった、あんな不都合な工事をしてと、おまんらの過失じゃいかと、いよいよ仕事ができんのう言われるき、それが嫌ながよ。また先輩の名前にきずがつくということで、それよう言わんやろうね、今の農林部長以上に。変形したき、事業を起こして言うたら、変形するような工事を誰がしたらということになりますので。やっぱりそういう付度があって、どうしても県が事業を起こしちゃうと言わんわけです。そこを何とか説得をして、もうぼつぼつ退職するんじゃないです、担当者も。もうメンツが潰れることもないと思いますので。

とにかくその修正をせんことには田んぼになりません。耕作に当たっても、1袋あるいは2袋の借地料なんか出せません、取れませんから。そういう状況になってますので、何人かは現

地も見ていると思いますので、見てきた課長がどんな状態か、ぜひ答弁もして、対策はないか、お話を聞きたいと思います。

それから、人口減少問題なんですけど、これも前にも言いましたが、一時期たしか5万600人を超えてました、南国市の人口は。そのときに、あら、これは順調にこのまま伸びていけば6万人都市になるねというて、非常に南国市もそれは勢いがついて増えりゃあええわにゃと思いましたが、ところが最近見てみましたら4万7,000人に減ってます。去年から今年にかけてごっそり減っちゃあせんろうかと見たら、そんなに減ってません、4万7,000人から。じわじわ減るでしょうけれども。ほんで、この人口の減少問題を、いろいろ原因があると思いますが、やっぱり新浪剛史から小泉改革のときに、竹中平蔵なんか派遣労働者、派遣労働法を作って、自分が派遣会社を作って、ちゃっかり会社の社長をやってもうけるような、そういう社会を作りました。ただ、原因はそれだけではないと思います、これは本当最近のことですから。

この人口統計表を見ておりますと、非常に大変な検証に気がつくんですが、人口統計は年齢ごとの人口が出ております。70代の層には、71歳が834名おります。72歳が839名、73歳が867名、74歳は474名で、75歳は500、76歳が600、500と、とにかく800人おります、71歳、72歳、73歳と。これが20歳から50歳の間を見てみますと、800名おる年代はおりません。20歳から50歳いうたら480人、20歳から、細かい数字は言いませんと、言うたらややこしいですから、20歳が400名、22歳が400名、24歳が400名、25歳が400名、26歳、300名、27、28、300、300、29、30、31、32歳、33歳、34歳、35、36歳、ずっと400です。37歳が500名、38歳が500名、39歳が500名、40歳が500、41歳が600、42歳が600、43、600、44、45、600、46歳、700名で、また49歳、600、59歳、500、54歳、400、多少は上下しながら分布しておりますが、71歳、800名がこれがもう二十歳から30歳、40歳、50歳の中にいないわけです。だから、70歳の人が10年たったら80ですからね、20年たったら全員おらんでしょう。そのときにその下の層の中に800人がおるかったら、おりません。確実にこの人口統計表から見て、人口が減少するわけです。

これはいろんな原因があると思いますが、今の若い方が子供を多く育てるのは金がかかるのでできないというのが多いと思います。病院回り、診療所回りをしているときに、最近墮胎が非常に増えちよりますよということを、婦人科じゃない医者が言っておりました。もうちょっと科学的にいろいろ婦人科の先生が問題提起をしてくれたら一番ええんやけどね。原因は何かということ提起をされたら、行政も考えるし。とにかくこのままいきますと、二十歳代で480、300、400ですから、今の70以上が先ほど言ったように800人おります、1年齢に800人。

これがずっと上がっていきますと、後でもう1年齢が四、五百、600になりますので、半分になるとは思いませんが、人口が相当減ると。1万人減ったら3万7,000人ですか、今から。これではもう南国市政もやっていけるでしょうかね、市長、これだけ減ると。やっぱり一遍人口統計表から見て、南国市の人口予測を何かもうちょっと専門的に予測できる人にやってもらってください。

私はここで聞きたいのは、この人口減少、原因は何でしょうかと。国勢調査の問題では今西議員も質問をいたしましたけれども、非常にこれは深刻な問題だと。どのように人口が減少していくか、ちょっと専門家を交えて推測してみても、それを産業の振興も大切でしょうけれども、この人口統計表から見て、何が原因なのかということを探し出して解決していくと、どう解消していくかということをお聞きをしたいと思います。

小泉改革で竹中平蔵が派遣会社を作って、不安定雇用制度をこしらえてやったとき、いかなあ言うて、この間のことですから、それだけが原因ではありません。これだけ人口が減りますと、新浪剛史さんがそういう派遣、非正規雇用労働者を増やすような先やりもしましたが、自分らの店のお客さんも減るんですよ、これでは。ローソンのお客も減る、ファミリーマートのお客も減る、こういう現象が起こります。南国市の商店街も何とか活性化しようと頑張っておりますが、これだけ人口が減りますとなかなか活性化策とかみ合わんようになってきやせんかと思えます。この人口減少がなぜこれだけ激しく発生するかということをどうするのか、お聞きしたいと思えます。

6番目に、財政についてであります、南国市の財政をじっくり眺めてみますと、これは三木副市長にお聞きをしたいと思えますが、私が40代の頃には、南国市議会議員に初めてなった当時は大赤字を抱えておりました。この間破産をした夕張市になる寸前のような財政状況だったと思えます。しばらくの間、赤字がどうの、基金がどうの、議会も大変大騒ぎをしておりましたが、一番赤字が続いたときに小笠原市長さんが、あれも3期やりましたかね、何もしなかった市長ということで名前が残っておりました。浜田市長が財政でぶら下がって、絶対仕事をささんようにしてましたから。ところが小笠原さんは陳情が来ますと、よしよし言うてええ返事をするわけです。浜田純さんは困っておりましたがね、よしよし言うてやる金がないわけです。のに、ええ返事をしようなるわけです、陳情が来たら。そんな状態でしたので、それが今では驚くような中身が変わっております。

決算審査意見書、これを見てみますと、経常収支比率もそこそこいいんだと、財政力指数も平均値ぐらいはあると、実質公債費比率も公債費も若干改善されたりして軽くなっていると。

お金がどっさりあって非常にいい状態だとは分析されておられません、まあまあいいところをいってるなど、大きなこともできんけど、まあまあ健全だろうという評価です。副市長さんは幾つか地方自治体の財政も見ながら当市においていただいておりますので、他の自治体から見てどうだろうかと。まあまあなのか、もうちょっと努力せないかんとか、もっと残さないかんとか、どのように見られて判断されておるのでしょうか。

私も実は財政カードを見たり、財政そのものを見て、ええねや、悪いねやということ判断をようしません。ただ、監査意見を見てみますと、計画的な財政運営によって財政状況は健全化が図られている。今後とも健全な財政運営に努められたいと出ております。財政力指数は県内でもトップクラスであって、比較的財政力のある自治体ではあるが、経常収支比率は94.7%ということで、余裕のある財政力ではない、いうふうに指摘をしております。こうした中で市民の要求、ニーズの多様化、高度化を踏まえ、市の活力維持・向上のため、老朽化した社会資本の更新、都市基盤整備対策、圃場整備などの大型のインフラ整備、あるいは子育て支援施策などの少子化対策、あるいは高齢化、社会保障対策の充実、加えて近年多発している自然災害、南海トラフ地震対策などの防災対策等々、様々な行政需要に対応しなければならない状況だと。しかし、収入の面では少子化もあって、大幅に伸びるということはないだろうというふうに監査の中でも指摘をされております。日章では工業団地が整備されておりますが、竣工後速やかに企業の進出が進むよう努力されたいと、これまでどおり自主財源の確保に努力をされたいと、最少の経費で最大の効果を上げるように行政の効率も高めると、そしてさらなる市民サービスの向上にも努めなさいというふうに指摘をされております。

しかし、こういう中で財政的な、このコロナ禍の中で市民経済も大変動揺をしております。グドラックの食事、お客が減っているとか、飲食店、飲み客も減ってると思います。そういう飲食サービス業も大変大きなコロナの影響を受けて、減収していると。農業でもコロナの影響があると。こういう時期だからこそ、小西砂千夫さんは議会にあった冊子へ書いておりますが、こういう状態の中で財政担当者は、今まで危機的な財政状況にあった自治体を例外とすれば、コロナウイルス対策は大規模な自然災害と同様、あるいはそれ以上の危機と捉えて、財政健全化を軸に考える従来の発想を変えて、金庫の扉を開け、事業課をけしかけてでも、新型コロナウイルス対策のための諸事業を積極的に執行すべきであると、財政担当の意識を非常時モードに切り替えることが問われていると指摘をしております。

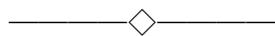
財政課長としては、なるだけ危険性の少ない財政状況で、このまま持ちこたいたい。けど、市民の懐ががたがたがたがた壊れちゃうときに、市の財政が健全ですというて見たところだし

ようがない。これはやっぱり限度もあるけれど、一定思い切った内部留保をとるか、調整基金のといっても、たかが二十数億円ですからね。100億円ぐらいありゃあ、そりゃあまあ50億円、70億円ばあ使えというて、こっちも景気のいいことを言いますが、それでも抱え込むのか、思い切った必要な対策を講じるのか、これは問われていると思います。

これはやっぱり市長がどう腹をくくるかだと思いますので、財政状況についての判断は副市長にお尋ねをして、必要な対策があれば検討するというのを思い切って各担当課に投げかけるということをしたらどうかということで、1問目を終わります。

○議長（土居恒夫） 10分間休憩いたします。

午後2時52分 休憩



午後3時2分 再開

○議長（土居恒夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

土居篤男議員の一般質問に対する答弁を求めます。市長。

〔平山耕三市長登壇〕

○市長（平山耕三） 土居議員の御質問にお答えいたします。

まず、安倍政権の評価ということにも触れられたようでございますが、杉本議員の答弁にも申し上げましたところでございますが、そのもう一度御説明させて答弁させていただきます。第2次安倍内閣の政策の中で、やはり経済対策ということ、景気対策ということが一番大きかったのではないかと思います。3本の矢、アベノミクス、金融緩和財政出動、成長戦略と掲げられまして、デフレ脱却を図ったということが一番特徴的なことではないかと思うところでございます。

また、消費税のことも触れられたところでございますが、社会保障と税の一体改革の中、高齢化社会の中で社会保障経費をどのように賄っていくのかという中で、消費税の増税ということも行ったわけでございます。それにつきましては賛否あるかと思いますが、その財源確保としてとった一つの政策という意味では、それはある方法なのかなと思っております。また中でも幼児教育とか保育の無償化の実現とか、そういった福祉政策の充実も図られてきたわけでございまして、格差対策につきましては、働き方改革、同一労働同一賃金ということも掲げられまして、対応もしてきた。また、TPP、EPAということもございましたが、また痛手を受けた農業者に対する一定の農業政策ということも行ってきたように思っております。そういったところで、全てについていい方向に働きかけをしてきたのではないかなと思うところで

ございます。結果としては、やはり景気回復、有効求人倍率とか、完全失業率とか、その数値自体は改善しているところがございますが、一定評価されるところではないかと思うところがございます。

また、続きまして人口減少についてでございますが、原因は何なのかっていうことでも御質問があったところです。

原因と考えますと、やっぱり若い方々のライフスタイルも変わってきたし、非正規の雇用、所得の問題というのもあるかと思えます。また、子育ての負担ということもあるかと思えますし、そういったいろんな原因はあろうかと思えます。それらの原因の対策を取って、やはり合計特殊出生率、出生率の向上を目指すということが必要ではないかと思うわけでございます。今後の推計につきましては、やはり土居議員のおっしゃったとおり、人口減少、今の状況では全国的にやむを得ないような状況があるわけございまして、その中でもやっぱり人口減少を少しでも食い止めていくということになりますと、子育て支援とか、そういった具体的な若者を支援する、そういった施策をすることによりまして、出生率を少しでも上げていくという方策を取っていく必要があろうかと思えます。もちろん今南国市で進めております住む場所の確保、また働く場所の確保、そういったことも進めまして、南国市での人口減少を少しでも食い止めていくという施策を取っていく必要があると思っております。

また、財政の今後のコロナ対策の財政出動についても御質問があったと思えますが、財政調整基金につきましては今のところ3億円程度、財政調整基金を使った予算を立てたところでございます。これによってと申しますか、まだまだ今後も感染症というのは今のところ収まってもおりませんし、この後収まるかどうかとも予測が難しいところもございまして。そういったことで、今後のコロナの影響が終わるということであれば、市としての一定の財政出動はやむを得ないというふうに思っております。今後財政調整基金、南海トラフの対策も考えまして、以前目標値を20億円というふうに設定をしていたところでございますが、その目標は目標として持っておきながら、財政的に財政考慮をする中で基金の活用ということも今後の状況によってはやむを得ないところがあるのかというふうに思っております。それも必要なときには使っていく必要があると思えます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 建設課長。

〔濱田秀志建設課長登壇〕

○建設課長（濱田秀志） 土居議員の御質問にお答えいたします。

物部川防災対策、100年に一度の降水量想定でよいかということですが、国の河川計画では

一級水系について、社会的経済的重要性、想定される災害の質と量、過去の災害履歴などの要素を考慮して、年超過確率を定めています。例えば利根川では200年に一回、吉野川では150年に一回、物部川においては100年に一回となっております。治水計画では、変動する毎年のデータを用いて頻繁に見直すことは長期的な観点で整備する事業にとって適切でないため、計画策定以降に観測された降水量がこれまでの計画を上回っている場合には見直しを行っています。

物部川水系の基本計画は、昭和43年に策定しており、確率年は100年に一回、日雨量520ミリに設定し、ピーク流量は5,400立方メートル毎秒とされました。昭和36年から平成17年の45年間の流量データによる検証でも、想定されたピーク流量5,400立方メートル毎秒の計画を変更するような大きな出水は発生しておりません。ただし、ここ最近の全国各地の雨の降り方は、これまでの想定を超える場合もしばしば起きており、100年に一度の想定雨量だったものが、最近では10年に一回の頻度で発生しているのも現実です。

このように気候変動による水害リスクが高まっているため、国は平成27年に水防法の一部を改正し、1,000年に一度の想定し得る最大規模の降雨を前提としたソフト対策の見直しを行いました。これにより南国市でも物部川と国分川のハザードマップを令和2年3月に作成しております。国土交通省では、ハード対策の整備完成後であっても常にその能力を上回る激甚な災害が発生する危険性があり、そのような場合には施設では守り切れないことを認識し、ソフト対策に重点を置き、リスクに対応する必要があるとの基本方針を示しています。

このように物部川においては、ハード面による基本計画は100年に一度の降水量とし、ハザードマップなど、ソフト面は1,000年に一回以上の降雨量を設定しております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

〔山田恭輔危機管理課長登壇〕

○危機管理課長（山田恭輔） 琴平神社の玉垣碑の啓発についてお答えをいたします。

議員がおっしゃられたとおり、琴平神社の境内には1854年に発生しました安政南海地震における津波の状況を彫った玉垣碑が現存しております。このような碑文は本市においてほかに確認されていないため、南海トラフ地震を後世に伝えるものとして大変貴重な資料であると考えております。本年1月に三和地区で開催いたしました市長と市政を語る会においても啓発板の設置の要望をいただいておりますので、設置に向けた取組を進めてまいります。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

〔伊藤和幸教育次長兼学校教育課長登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 土居篤男議員から御紹介していただきましたように、十市小学校では本年度から2年間、高知県実践的防災教育推進事業の指定校としまして市内小中学校の防災教育の拠点校として研究実践に取り組んでまいります。その一環としまして、去る7月31日に土居篤男議員、土居恒夫議長をはじめ、地域を代表する皆様にお集まりいただきまして、第1回十市地区防災教育実践委員会を開催したところでございます。先日土居篤男議員から南国史談第16号に琴平神社の玉垣碑のことが掲載されていることの情報提供をいただきましたので、早速学校にお伝えしたところでございます。ありがとうございました。

南国市教育研究所が発行しております「南国市のくらし」という小学校3、4年生の社会科の副読本がございます。平成30年度に改訂した際に、琴平神社の玉垣碑について、1854年の大地震津波があったことを示す石碑があります。自分たちの地域にも地震や津波の記録が残っていないか調べてみよう、として紹介記事の追加をいたしております。

土居篤男議員がおっしゃるとおり、子供たちにとって強く印象に残る教材になるものと考えておりますので、他の学校にも周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

〔若枝 実都市整備課長登壇〕

○都市整備課長（若枝 実） 土居篤男議員の津波・防災対応についての御質問にお答えいたします。

津波浸水予測区域からの転居に伴う住宅の建築につきましては、現在のところ、土居篤男議員が言われる津波浸水予測区域に居住している住民の誰もが市街化調整区域の高台などの津波が来ない場所に自由に家が建てられるような規制緩和策にはなっておりませんが、平成28年3月に高知県が津波浸水予測区域からの転居に伴う住宅の建築につきまして開発許可の規制緩和を行っておりまして、発災時に自ら避難することが困難な方は、津波浸水予測区域外の本人または3親等内の親族が所有する土地、同一市町内の転居の場合であれば購入した土地でも可能となっております、こういった土地に高知県開発審査会の議決を経たものは住宅を建築できるようになっております。

県の規制緩和に加えまして、本市では平成30年4月1日に県から開発許可等の権限移譲を受けるに伴い、本市が実施いたしました規制緩和によりまして、既存集落内もしくは大規模指定集落内で平成29年1月1日時点において登記簿地目が宅地・雑種地であれば、基本的には誰でも住宅の建築が可能となっているほか、空き家や持家など合法的な住宅でございましたら、第三者が所有し居住するための用途変更や建て替えも可能となっております。以前と比較いたし

ますと、随分住宅が建てやすくなっております。津波浸水予測区域外への移転を考えていらっしゃる方がおりましたら、お気軽に都市整備課まで御相談をいただけたらと思っております。

また、都市計画法そのものの見直しにつきましては、引き続き国の動向を注視していくとともに、南海トラフ地震の津波や大雨などによる自然災害から日常生活の安全と安心を確保するため、高台など安全な場所へ移転を希望する住民の方を、安全な場所へ移転を誘導していく施策の必要性を感じておりますことから、今後は事前復興計画の策定を含め、南海トラフ地震や大雨等による自然災害を踏まえた土地利用を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 福祉事務所長。

〔池本滋郎福祉事務所長登壇〕

○福祉事務所長（池本滋郎） 土居議員の南国市の忠魂墓地の管理についてお答えいたします。

現在、南国市内には13地区に地区遺族会があり、市域としては南国市地区遺族会がございます。南国市地区遺族会につきましては、高知県遺族会から支部助成金が交付されておりますが、市としては補助金等の支出はしておりません。現在、南国市内には、おおむね旧村単位で14か所の忠霊塔や忠魂墓地がございます。うち13か所については地元地区遺族会に、地区遺族会組織がなく受託できない1か所については地区社協に、管理並びに地区追悼式を委託しており、その委託料として各地区の戦没者数に応じた委託料をお支払いしているところでございます。

ただ、遺族会も高齢化によりまして会員数の減少が続いており、数年後には管理ができないという遺族会も複数ございます。そのようなことから、各地区ごとに清掃の回数や頻度は異なっている状況となっておりますので、今後も適切に管理していただけるよう注意を払ってまいります。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

〔土橋 愛保健福祉センター所長登壇〕

○保健福祉センター所長（土橋 愛） コロナ対策の質問で、病院の従業員の増加による費用の支援についてお答えいたします。

国の第2次補正予算で医療機関への支援として、医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業の給付が予定されております。これは新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、助産所に対して感染拡大防止対策や診療体制確保などに要する費用を補助するものです。県の国民健康保険団体連合会に直接申請をして給付される仕組みとなっております。この制度を利用して、国からの支

援が得られるものと考えます。

○議長（土居恒夫） 農地整備課長。

〔田所卓也農地整備課長登壇〕

○農地整備課長（田所卓也） 土居議員の御質問にお答えします。

御質問の十市東沢地区の県営圃場整備事業で基盤整備された後の農地の不等沈下の問題につきましては、土居議員が言われますように、耕作される方が御不便をされているということは十分承知しております。また、不具合のある農地は東沢地区内に点在し、不具合の程度も様々であることは土居議員からお借りしました資料から状況を知ることができました。

基盤整備後の農地の不具合に対する補修工事につきましては、これまでも対応策を検討してまいりましたが、市内での公共工事の残土提供以外に市単独での対応が困難であると考えられることから、高知県に支援策の検討をお願いしていたところ、国庫補助事業活用の可能性もあると考えられるとの回答をいただきました。

そこでまずは、その中のメニューの一つである高収益作物転換型の事業が活用できないか、御相談していたところであります。しかしながら、地域の担い手の中で米以外の品目を耕作してくれそうな方々が見つからず、高収益作物転換型の事業の活用が難しそうでありますので、そのほかにどのようなメニューが活用できるのか、県とも協議してまいりたいと考えております。また、国営圃場整備事業がこれから本格的に動き出し、担い手の情報等も集めてまいりますので、その中で何かしらの対応策が考えられないか、検討したいと考えております。以上です。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

〔松木和哉参事兼企画課長登壇〕

○参事兼企画課長（松木和哉） 土居篤男議員の人口減少についての御質問にお答えをいたします。

本市の人口が今後どのように推移していくかということでございますけれども、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の人口ビジョンにおいて将来人口の推計を行っております。国立社会保障・人口問題研究所の2018年3月の推計によりますと、本市の人口は2040年に3万7,039人、2060年に2万7,891人まで減少すると予測をされておるところでございます。本市の人口推移につきましては、近年社会増減につきましては均衡ないし若干の減少にとどめておりますけれども、自然増減につきましては死亡数が出生数を上回る自然減となっております、2010年以降は200人前後の減少が続くなど、当面は人口減少が続いていくことが見込まれてお

るところでございます。

第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましては、第1期に引き続き、産業振興による雇用創出、移住・定住促進の取組、また若い世代の結婚、妊娠、出産、子育ての希望をかなえる取組などによりまして、2040年に4万3,000人、2060年に4万1,500人を維持するというようにしております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 三木副市長。

〔三木敏生副市長登壇〕

○副市長（三木敏生） 土居議員の市の財政状況の判断、そして他の自治体との比較という御質問にお答えいたします。

まず、財政状況の判断についてでございますが、市の令和元年度の決算審査意見書にも書かれておりますとおり、今の南国市の財政状況というのは一定健全化が図られている状況であると考えております。以前の数値等を比較しましても、実質公債費比率におきましては、平成20年度19.9であったものが令和元年度には7.2、そして将来負担比率、こちらも平成20年度が126.7であったものが令和元年度では58.1と、いずれも大幅に改善されておると考えております。

次に、他の自治体との比較ということでございますが、令和元年度の決算についてはまだ比較ができておりませんので、平成30年度の数値で比較してみますと、実質公債費比率については当市は上から15番目、中位からちょっと上の状況でございます。また、将来負担比率につきましても、こちらは上から27番目という状況でございます。いずれにしましても今後引き続き財政の健全化に留意しながら取り組んでいくことが必要であると考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 土居篤男議員。

○19番（土居篤男） あと2分ちょっとしかありませんので、建設課長に1,000年に一回の降水に対してはソフト対策でやると、堤防をかき上げとか補強とかというのは金がかかるんでいかんと。ソフト対策でやるということは、逆に言うと1,000年に一回は、ほんならもう堤防があふれてもじゃあないわということだと思いますが、それはそれで、どうしても堤防は補強ができないというのであれば、今あるダムを徹底的に利用すると。目的がどうじゃらこうじゃら言わずに、1,000年に一遍の雨が来年は降りそうなぜよというたら、雨の予報を見ながら徹底的に事前に放流しておいて、2つ、3つのダムにため込んでいくと、これと組み合わせれば堤防を越えることは防げるのではないかというふうに思います。もう時間がありませんが、以上

で2問目を終わります。

○議長（土居恒夫） どうしますか、答弁を求めますか。

（「一言答弁を」と呼ぶ者あり）

建設課長。

○建設課長（濱田秀志） お答えします。

ダムを活用というのは大変重要なことでありまして、物部川は山田堰から下が国管理で、そこから上は県管理となっておりますが、市長も先日言ったように、香美、香南、南国で、これからも県とか国、ダム管理も含めまして、きっちり管理をしていける、将来の計画も含めてつくるような要望をしておりますので、どうかよろしくお願ひします。

—————*—————

○議長（土居恒夫） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

明11日の議事日程は、一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時31分 延会